

厚 生 常 任 委 員 会
(当 初)
資 料

福 祉 保 健 部

目 次

【 予算議案 】

- | | |
|-----------|--------------------------|
| I 議案第1号 | 令和4年度宮崎県一般会計予算 |
| II 議案第4号 | 令和4年度宮崎県国民健康保険特別会計予算 |
| III 議案第5号 | 令和4年度宮崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算 |

..... 1

【 特別議案 】

- | | | |
|--------|------------------------------------|----------|
| 議案第21号 | 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例 | 32 |
| 議案第26号 | 宮崎県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を
改正する条例 | 33 |
| 議案第30号 | 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の
一部を改正する条例 | 34 |
| 議案第31号 | 宮崎県特定診療科専門研修資金貸与条例の一部を
改正する条例 | 35 |
| 議案第37号 | 宮崎県医療計画の変更について | 36 |

【 その他報告 】

- | | |
|----------------------------------|----------|
| I 令和4年度福祉保健部組織改正案について | 42 |
| II 宮崎県循環器病対策推進計画の策定について | 44 |
| III 新型コロナウイルス感染症における本県の対応状況等について | |

(追加資料)

【 別冊資料 】

- | | |
|------|---------------------|
| 資料 1 | 宮崎県医療計画（案）の概要 |
| 資料 2 | 宮崎県循環器病対策推進計画（案）の概要 |
| 資料 3 | 宮崎県循環器病対策推進計画（案） |

【予算議案】

- I 議案第1号 令和4年度宮崎県一般会計予算
- II 議案第4号 令和4年度宮崎県国民健康保険特別会計予算
- III 議案第5号 令和4年度宮崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

○令和4年度福祉保健部当初予算案の概要

1 県及び福祉保健部の予算(一般会計)

(単位:千円)

区分	令和4年度	令和3年度	伸率
県の予算	641,477,000	625,505,000	2.6 %
福祉保健部予算	141,923,440	132,287,203	7.3 %

2 福祉保健部・課別予算額

(単位:千円)

会計名	課名	令和4年度	令和3年度	伸率
一般会計	福祉保健課	16,934,268	12,611,175	34.3 %
	指導監査・援護課	167,053	176,327	△ 5.3 %
	医療業務課	4,643,761	4,045,885	14.8 %
	国民健康保険課	30,208,867	29,530,867	2.3 %
	長寿介護課	22,544,100	21,796,527	3.4 %
	障がい福祉課	16,883,226	16,877,939	0.1 %
	衛生管理課	1,664,877	1,726,387	△ 3.6 %
	健康増進課	24,691,727	20,865,633	18.3 %
	こども政策課	18,238,352	18,611,601	△ 2.0 %
	こども家庭課	5,947,209	6,044,862	△ 1.6 %
	計	141,923,440	132,287,203	7.3 %
特別会計	国民健康保険課 (国民健康保険特別会計)	116,458,392	114,542,975	1.7 %
	こども家庭課 (母子父子寡婦福祉資金特別会計)	299,676	280,005	7.0 %
福祉保健部合計		258,681,508	247,110,183	4.7 %

令和4年度 当初予算

新型コロナウイルス感染症対策予算

福祉保健部

令和4年度予算額 26,606,600千円

医療・福祉提供体制の確保・充実

計20,167,337千円

医療提供体制の確保

17,880,415千円

- ◆患者等受入体制支援事業（医療業務課）
 - ・医療従事者派遣、搬送体制確保等
- ◆調整本部運営事業（医療業務課）
 - ・調整本部運営、医療機関等との連携・情報共有体制の構築
- ◆感染患者入院費公費負担（健康増進課）
 - ・入院患者、宿泊施設患者の自己負担分の公費負担
- ◆感染防護服等整備事業（健康増進課）
 - ・医療機関、保健所等で使用する防護服整備
- ◆医療提供体制強化事業（健康増進課）
 - ・受入病床確保・医療従事者特別手当・陰圧装置設備補助
- ◆軽症者等宿泊療養施設運営事業（健康増進課）
 - ・軽症者宿泊療養施設の確保、運営、重症化予防センター運営等
- ◆新型コロナウイルス感染症患者転院受入支援事業（健康増進課）
 - ・回復期の患者の転院を受け入れる後方支援病院に対する支援
- ◆自宅療養者への健康観察体制確保事業（健康増進課）
 - ・自宅療養者に対し、医師・看護師による電話や訪問での健康観察、食料支援等
- ◆新型コロナウイルス外来診療受入医療機関支援事業（健康増進課）
 - ・症状が悪化した自宅・宿泊療養者の外来診療を行う医療機関に対する支援

介護・福祉サービス体制の確保

211,842千円

- ◆労働環境改善に向けた介護ロボット導入支援事業（長寿介護課）
 - ・負担軽減や業務効率化を図るための介護ロボット導入経費等
- ◆介護サービス継続支援事業（長寿介護課）
 - ・感染者が発生した場合の介護サービスの継続に必要な経費
- ◆障害福祉サービス事業所等感染症対策支援事業（障がい福祉課）
 - ・感染者が発生した場合の障害福祉サービスの継続に必要な経費

ワクチン接種・啓発

2,075,080千円

- ◆新型コロナウイルスワクチン接種に係る啓発相談事業（健康増進課）
 - ・接種体制の確保、相談体制の確保や県民への情報提供
- ◆新型コロナウイルスワクチン接種緊急支援事業（健康増進課）
 - ・診療所が接種回数を増やした場合や、病院が接種体制を確保した場合への支援

相談体制

- ◆自殺対策セーフティネット強化推進事業（福祉保健課）※繰越事業（1月補正）
 - ・情報発信の強化や相談体制の拡充

感染拡大防止対策の推進

計6,351,334千円

検査体制の確保 885,838千円

- ◆受診・健康相談支援事業（健康増進課）
 - ・受診・相談センター運営費
- ◆PCR検査体制等強化事業（健康増進課）
 - ・PCR検査費用、PCR検査機関への検査機器購入補助、地域外来・検査センター運営費、PCR検査公費負担等
- ◆新型コロナウイルス検査促進事業（健康増進課）※繰越事業（11月補正）
 - ・感染拡大時の県民向け無料PCR検査等

感染拡大防止対策への支援 453,016千円

- ◆介護施設等感染拡大防止対策支援事業（長寿介護課）
 - ・介護施設等の簡易陰圧装置等の設置に必要な経費
- ◆医療的ケア児等一時保護事業（障がい福祉課）
 - ・医療的ケア児等が濃厚接触者となった場合の一時的な保護支援
- ◆幼児教育の質の向上のための環境整備事業（こども政策課）
 - ・幼稚園等の感染症対策を徹底するために必要な経費
- ◆地域子ども・子育て支援事業費（特例措置分）（こども政策課）
 - ・放課後児童クラブ等の感染症対策を徹底するために必要な経費
- ◆飲食店ガイドライン認証事業（衛生管理課）※繰越事業（2月補正）
 - ・感染防止対策の継続や感染防止対策の要である換気設備改修等を支援するための経費
- ◆ひなた飲食店認証店応援事業（衛生管理課）※繰越事業（1月補正）
 - ・ひなた飲食店認証店で使用できるプレミアム付電子食事券を発行し認証店を支援するための経費

営業時間短縮要請協力金 5,012,480千円

- ◆感染症対策営業時間短縮要請等協力金事業（福祉保健課）
 - ・営業時間短縮要請等に伴う協力金等の支援

県民生活の早期回復等

計87,929千円

生活困窮者・ひとり親家庭等支援 66,587千円

- ◆住居確保給付金（福祉保健課）
 - ・住居を失うおそれのある者に対する住居確保のための給付金
- ◆新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業（福祉保健課）
 - ・生活福祉資金特例貸付利用後も困窮している世帯等への支援金
- ◆新ひきこもり実態把握・情報発信事業（障がい福祉課）
 - ・ひきこもり実態把握、支援ニーズ調査の実施
- ◆協働によるひとり親家庭応援事業（こども家庭課）
 - ・ひとり親家庭を支援する民間団体の活動経費の補助
- ◆生活困窮者支援制度広報強化事業（福祉保健課）※繰越事業（1月補正）
 - ・生活困窮者への支援制度を周知するための相談窓口の設置や広報活動を実施するための経費

母子保健医療対策 21,342千円

- ◆妊娠婦寄り添い支援事業（健康増進課）
 - ・不安を抱える妊婦への分娩前検査と感染した妊娠婦への訪問等による寄り添い支援

改地域生活定着・再犯防止推進事業

福祉保健課

1 目的・背景

平成28年に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、再犯防止推進計画を推進するとともに、福祉的支援を必要とする矯正施設退所予定者、退所者及び被疑者等の社会復帰に向けた支援に取り組むことにより、矯正施設退所者等の福祉の推進及び再犯の防止による地域の安全の向上を図る。

2 事業概要

(1) 地域生活定着促進事業

地域生活定着支援センターを運営し、高齢や障がいにより自立した生活を営むことが困難な矯正施設退所予定者、退所者及び被疑者等に対する受入れ施設の斡旋及び受入れ施設に対する助言等を実施する。

- ①コーディネート業務・・・入所中から帰住地調整
- ②フォローアップ業務・・・福祉施設等へ入所した後も継続的に支援
- ③相談支援業務・・・・・・・福祉サービスの利用等に関する相談
- ④被疑者等支援業務・・・刑事司法手続の入口段階にある被疑者等で自立した生活を営むことが困難な者に対し、釈放後直ちに福祉サービス等を利用できるよう支援

(2) 再犯防止推進事業

宮崎県再犯防止推進協議会において、再犯防止に係る課題の洗い出しやその解決に向けた取組の検討を行う。また、更生保護事業功労者の顕彰式典等を通じて再犯防止の推進を図る。

3 事業費

26,574千円

(財源内訳)

(千円)

国庫支出金	その他の	一般財源
22,405	0	4,169

4 事業効果

矯正施設退所予定者、退所者及び被疑者等の社会復帰への支援及び再犯防止推進計画を推進することにより、地域の福祉の増進及び安全の向上を図る。

(改)看護人材獲得支援事業

医療薬務課

1 目的・背景

看護人材の安定的な確保を図るため、医療機関の求人・求職のマッチングや相談体制を強化するとともに、院内の教育研修体制の整備や認定看護師等の資格取得に向けた派遣研修等の経費を支援することにより、看護人材の確保と定着を図る。

2 事業概要

(1) 看護人材獲得支援員設置事業

看護マネジメント等の経験を持つ支援員を県看護協会内に配置し、医療機関等へ人材マネジメント等の助言を行うなど、看護人材確保等に関する相談体制を強化する。

(2) 院内教育体制整備支援事業（補助率 1／2以内）

キャリアアップ教育研修体制を整備するため、外部講師の招聘や先進地視察等に係る経費を補助

(3) 認定看護師等研修派遣支援事業（補助率 1／3以内）

認定看護師、専門看護師、特定行為研修の教育課程に職員を派遣する経費を補助

3 事業費

18,987千円

(財源内訳)

(千円)

国庫支出金	その他	一般財源
0	18,987	0

※ その他：地域医療介護総合確保基金

4 事業効果

医療機関における求人・求職のマッチングが促進されるとともに、院内の教育研修体制や働きやすい職場環境が整備されることで、看護人材の確保と定着が図られる。

改医師修学資金貸与事業

医療薬務課

1 目的・背景

地域医療を担う医師の育成及び確保を図るため、将来医師として県内の医療機関に従事しようとする医学生に対し、修学資金を貸与する。

2 事業概要

(1) 対象者

- ・宮崎大学医学部地域枠A・B・C：40名 ※従前 地域特別枠：15名
- ・長崎大学医学部宮崎県枠：2名
- ・上記以外の希望者：4名
- ・その他、宮崎大学医学部地域枠在学生の希望者及び継続貸与者

(2) 貸与額

入学金相当額：282千円（入学時のみ） 月額：100千円（最大6年間）

(3) 返還の免除

医師免許取得後、「宮崎県キャリア形成プログラム」の適用を受け、貸与期間の2分の3に相当する期間、県が指定する医療機関等に勤務した場合。

※宮崎県キャリア形成プログラム

医師の確保と能力開発・向上の両立を目的として医師免許取得後、県内で9年間（うち医師少数区域で4年間）勤務するプログラム

3 事業費

207,660千円

（財源内訳）

（千円）

国庫支出金	その他の	一般財源
0	129,444	78,216

※ その他：地域医療介護総合確保基金

4 事業効果

令和4年度より拡充される宮崎大学医学部地域枠の全員に修学資金を貸与し、「宮崎県キャリア形成プログラム」を適用することで、本県の地域医療を担う医師のさらなる育成・確保、偏在解消が図られる。

宮崎大学医学部地域枠の拡充

従前【地域特別枠に貸与】

地域枠 10人

・県内の高校卒業者（現役のみ）

地域特別枠 15人（←貸与）

・県内の高校卒業者（既卒1年目まで）
・全国の高校卒業者（現役のみ）
※ただし、県内出身者

令和4年度以降【全員に貸与】

地域枠A 10人

・県内の高校卒業者（現役のみ）

地域枠B 15人

・県内の高校卒業者（既卒2年目まで）

地域枠C（日本のひなた枠）15人

・県内含む全国の高校卒業者

（既卒2年目まで）

宮崎大学医学部地域枠の
拡充にあわせ全員へ貸与

キャリア形成プログラム適用

改専門医育成事業

医療薬務課

1 目的・背景

医師の確保が特に必要な特定診療科（小児科、産科及び総合診療科）の専攻医に対し、県内勤務を返還免除要件とする研修資金を貸与するとともに、症例研究会を開催することで、研修環境の整備・充実を図り、特定診療科の医師の養成・県内定着を推進する。

2 事業概要

（1）特定診療科専門研修資金貸与事業

特定診療科の専攻医に対し、専門研修修了後、貸与に相当する期間、県内の指定医療機関（そのうち1年以上は宮崎東諸県以外の指定医療機関）で勤務することを条件に、最大3年間、月額10万円を研修資金として貸与する。(新規貸与枠12名)

（2）症例研究会開催事業

専攻医・専門医の情報交換、研鑽の場として具体的な症例研究を行う研修会等を開催する。

3 事業費

19,048千円

(財源内訳) (千円)

国庫支出金	その他	一般財源
0	19,048	0

※ その他：地域医療介護総合確保基金

4 事業効果

県内勤務を条件とした資金貸与等により専攻医・専門医の研修環境を整備することで、特定診療科の医師養成・県内定着の推進が図られる。

⑩国民健康保険医療費適正化支援事業

国民健康保険課

1 目的・背景

高齢化の進展等により、1人当たり医療費の更なる増加が見込まれる中、国民皆保険制度の堅持と医療提供体制の確保が重要であることから、引き続き医療費の適正化に向けた取組を推進する。

2 事業概要

(1) データ分析委託事業

レセプトデータ等を分析し、市町村ごとの健康課題を明確にすることで、市町村が地域の課題に応じた保健事業計画を立案・実施できるよう支援する。

(2) レセプトデータ等活用支援事業

地域の課題に応じた保健事業を企画、実施するため、市町村向け研修会を実施する。

(3) 市町村国保糖尿病発症予防・糖尿病性腎症重症化予防支援事業

糖尿病発症予防等の取組を推進するため、医師向け研修会及び多職種勉強会を実施する。

(4) 結核・精神データ分析事業

市町村の国保特別調整交付金(結核・精神分)算定のため、データ分析を実施する。

(5) KDB補助システム保守管理事業

市町村がKDB補助システムを利用できる環境を整備し、保健事業の実施を支援する。

(6) 市町村国保適正服薬促進支援事業

市町村保健師と共に訪問指導を行う薬剤師の派遣等を実施するほか、重複服薬者等への通知発送事業や市町村職員を対象とした研修会を実施する。

3 事業費

160,486千円

(財源内訳)

(千円)

国庫支出金	その他の	一般財源
160,486	0	0

4 事業効果

分析結果を活用した保健事業の企画や事業実施に携わる人材の育成を推進することにより、健康寿命の延伸や医療費の適正化が図られる。

新国民健康保険広報事業

国民健康保険課

1 目的・背景

高齢化の進展等により、1人当たり医療費の更なる増加が見込まれる中、国民皆保険制度の堅持と医療提供体制の確保が重要であることから、国保税収納率の向上及び県民の疾病の予防・健康づくりを推進する。

2 事業概要

テレビコマーシャルやSNS広告、ポスター掲示などを通じて、国保税の納期内納付の必要性や減免制度、高額療養費制度など、国民健康保険制度について周知し、安定的な運営に向けて、県民の理解・協力を求める。

また、疾病の予防や健康づくりに関する知識の周知・啓発により、健康寿命の延伸及び医療費の適正化を図る。

3 事業費

20,000千円

(財源内訳)

(千円)

国庫支出金	その他	一般財源
20,000	0	0

4 事業効果

国民健康保険制度に対する県民の理解が深まり、安定的な運営の推進が図られる。

また、予防・健康づくりに関する知識の周知・啓発により、県民に行動変容を働きかけることで、健康寿命の延伸や医療費の適正化が図られる。

新外国人介護人材受入支援事業

長寿介護課

1 目的・背景

介護に携わる外国人材には高い語学力が求められるため、介護に関連する日本語等の研修を実施することにより、外国人介護人材の語学力向上等を支援する。

2 事業概要

介護に関連する日本語等の研修をオンラインや集合形式により実施する。

3 事業費

2, 541千円

(財源内訳)	(千円)
国庫支出金	2, 541

4 事業効果

外国人介護人材の語学力向上等が図られるとともに、外国人介護人材間のネットワークづくりにつながり、円滑な就労と職場定着が促進される。

新介護福祉士養成施設学生支援事業

長寿介護課

1 目的・背景

県内就職率が高い介護福祉士養成施設の学生に対し、学生が負担する実習費の一部を助成することにより、介護を学びやすい環境を整備する。

2 事業概要

介護福祉士養成施設の学生に対し、実習費の助成（学生一人当たり上限年額3万円）を実施する。

3 事業費

14,220千円

(財源内訳)

(千円)

国庫支出金	その他	一般財源
0	14,220	0

※ その他：地域医療介護総合確保基金

4 事業効果

介護福祉士養成施設の定員充足率が向上し、介護人材の安定的な確保につながる。



介護実習の様子

改介護の職場環境改善促進・職場リーダー育成事業

長寿介護課

1 目的・背景

介護人材の離職防止による定着と新規就労の促進を図るため、介護事業者に向けて職場環境の改善（働きやすい・働きがいのある職場づくり）に関する講演会及び研修を実施する。

2 事業概要

（1）職場環境の改善促進事業

経営者・管理者等を対象に職場環境改善をテーマとした講演会を開催する。

（2）職場リーダー育成事業

管理者・リーダー層を対象に職場のリーダー育成のための地域別研修を実施する。

3 事業費

4, 509千円

(財源内訳)

(千円)

国庫支出金	その他の	一般財源
0	4,509	0

※ その他：地域医療介護総合確保基金

4 事業効果

介護業界の「働きやすい・働きがいのある職場づくり」に取り組む意識の向上や職場づくりを推進する職場リーダーの育成により、介護人材の離職防止による定着と新規就労の促進が図られる。

新アドバンス・ケア・プランニング普及啓発事業

長寿介護課医療・介護連携推進室

1 目的・背景

人生の最終段階を本人の希望どおりに過ごすためには、医療・ケアに関して本人の意思が尊重されることが重要であることから、アドバンス・ケア・プランニング（※）に関する人材の育成及び啓発媒体の作成等を行い、普及啓発を図る。

※ アドバンス・ケア・プランニング（ACP）

もしものときのために、自らが望む医療やケアについて前もって考え、家族等の信頼できる人や医療・ケアチームと繰り返し話し合い、共有する取組

2 事業概要

（1）推進委員会の設置

医療・介護関係者等で構成される推進委員会を設置し、普及啓発や取組推進の方策等の検討及び事業評価を行う。

（2）人材の育成

研修会等の開催や登録制度の立ち上げにより、人材の育成を行う。

（3）普及啓発媒体の作成

アドバンス・ケア・プランニングについての普及啓発媒体を作成する。

3 事業費

7,400千円

(財源内訳)

(千円)

国庫支出金	その他	一般財源
0	7,400	0

※ その他：地域医療介護総合確保基金

4 事業効果

アドバンス・ケア・プランニングに取り組むことにより、住み慣れた地域で人生の最終段階まで尊厳を保持し、自立した生活ができる体制を確保でき、地域包括ケアシステムの推進が図られる。

全国障害者スポーツ大会に向けたパラスポーツの普及拡大対策

障がい福祉課

1 目的・背景

本県で開催予定の「第26回全国障害者スポーツ大会」に向けて、指導者の養成や練習拠点施設の整備等を行うことで、パラスポーツの普及拡大を図りながら、参加する本県選手の確保及びその活躍を支援する。

2 事業概要

(1) ~~新~~みんなで参加！パラスポーツステップアップ事業 8,000千円

- ①パラスポーツ特有競技において、県内外の優秀な指導者を招聘し、講習会を実施
- ②障がいのあるなしに関わらず誰もが参加できる「共生スポーツ大会」開催への支援
- ③パラスポーツの広報・啓発
 - ・パラスポーツ関係者間のSNSによる情報の共有化
 - ・パラスポーツPR動画の発信

(2) ~~新~~全国障害者スポーツ大会練習環境整備事業 16,100千円

- ①団体競技の練習拠点となる特別支援学校体育館の改修
- ②実施される競技・種目で使用するパラスポーツ用具等の整備

(3) ~~新~~全国障害者スポーツ大会団体競技等派遣事業 3,998千円

全国障害者スポーツ大会の団体競技に出場する本県代表チームの派遣

3 事業費

28,098千円

(財源内訳)

(千円)

国庫支出金	その他の	一般財源
0	28,098	0

※ その他：国スポ・障スポ開催基金 26,298千円

県債 1,800千円

4 事業効果

全国障害者スポーツ大会での本県選手団の活躍が期待されるとともに、県内のパラスポーツの普及拡大に伴い、共生社会づくりが推進される。

新高次脳機能障がい通所センター運営事業

障がい福祉課

1 目的・背景

高次脳機能障がい者の社会復帰を図るため、専門の通所センターを開設し、記憶及び注意等の認知機能の回復や自己理解の促進などを目的とした基礎的な訓練を行う。

2 事業概要

医療機関におけるリハビリテーションを終えた高次脳機能障がい者が、就労や新たな訓練など次の段階に円滑に進めるよう、自らの障がいを認識して社会生活に適応していくための基礎的な訓練を実施する。

(訓練内容)

- ・ 認知機能の回復につながる訓練
- ・ 自己の障がいへの気づきを促す訓練
- ・ 失われた機能の代償となる手段の活用及び習慣化を図る訓練 ほか

3 事業費

1,734千円

(財源内訳)

(千円)

国庫支出金	その他の	一般財源
867	0	867

4 事業効果

通所者に対して社会復帰に向けた訓練を行うことにより、高次脳機能障がい者の社会的自立が図られる。

新ひきこもり実態把握・情報発信事業

障がい福祉課

1 目的・背景

コロナ禍の影響等によるひきこもり本人の実態や、求められている支援策などを把握するための調査を行う。

また、調査の際、各種相談窓口や家族教室等の支援策について情報発信を行う。

2 事業概要

- (1) 民生委員・児童委員を対象とした実態把握調査、本人や家族等を対象とした支援ニーズ調査の実施
- (2) 県や市町村等が実施しているさまざまな支援策の情報発信

3 事業費

9,814千円

(財源内訳)

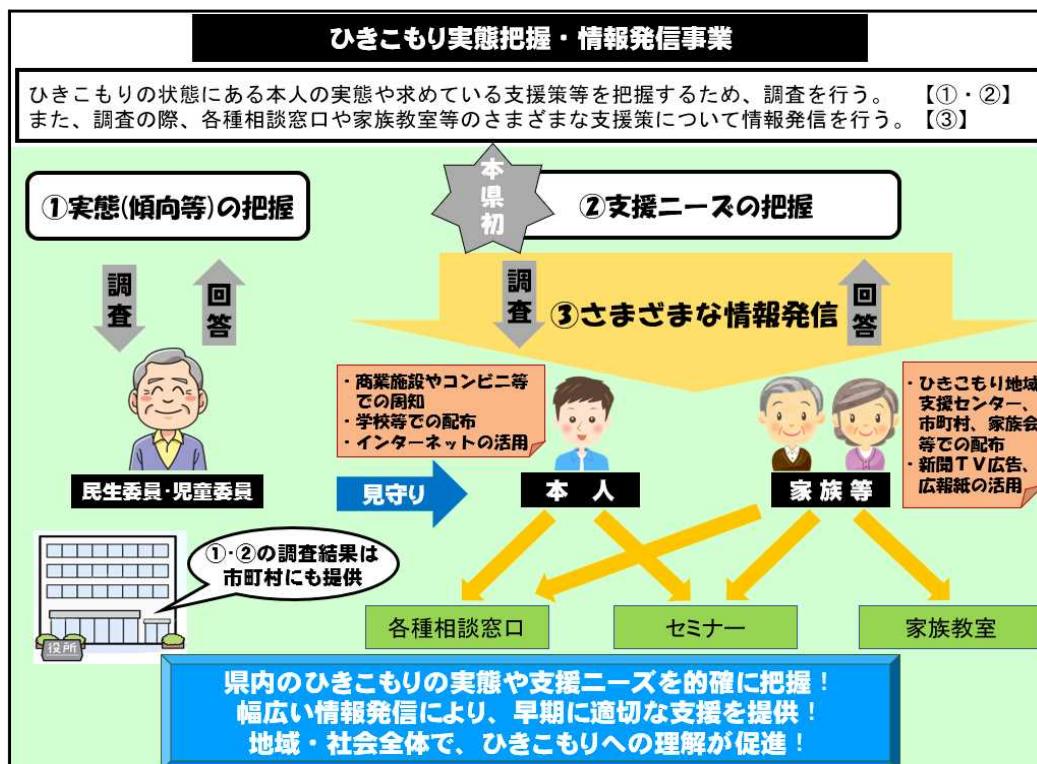
(千円)

国庫支出金	その他の	一般財源
9,814	0	0

4 事業効果

県内のひきこもりの実態や支援ニーズを的確に把握することにより、支援策のさらなる充実を図ることができる。

また、本人や家族のほか多くの方々に幅広い情報発信を行うことにより適切な支援につなげるとともに、地域・社会全体におけるひきこもりへの理解促進を図ることができる。



④みやざきの強みを活かした農福連携等支援事業

障がい福祉課

1 目的・背景

就労継続支援事業所で働く障がい者に支払われる工賃の向上等を図るため、農業を実施している事業所に対する農業の専門家の派遣や、事業所と農業・林業・水産業の法人等との請負作業のマッチング支援等を行う。

2 事業概要

- (1) 農業の専門家を事業所に派遣し、農作物の栽培等に関する技術的な指導・助言を行う。
- (2) イベントや商業施設において、各事業所が生産した農作物の共同販売を実施する。
- (3) 農業・林業・水産業の法人等と事業所との請負作業のマッチング支援を行う。
※ 従来から取り組んでいる農家や農業生産法人とのマッチング支援に加え、新たに林業・水産業の法人等とのマッチング支援にも取り組む。
- (4) 事業所職員等を対象とした、先進事業所の事例紹介等を行うセミナーを実施する。

3 事業費

11,389千円

(財源内訳)

(千円)

国庫支出金	その他の	一般財源
11,212	0	177

4 事業効果

事業所が行う生産活動の中で農業・農作業が最も多い中、農業の専門家による技術的な指導や複数事業所による農作物の共同販売、事業所と農業・林業・水産業の法人等とのマッチング支援等を行うことにより、県全体の工賃等の底上げが図られる。

改)発達障がい児早期発見・早期診断等支援事業

障がい福祉課

1 目的・背景

発達障がいのある子ども達の早期支援のため、これまでの保護者向けのセミナーや障害福祉サービス事業所による療育支援に加え、新たに医療従事者向け研修を行う。

2 事業概要

(1) 早期発見の推進

保護者に対して理解促進セミナーの開催や相談員の派遣等を行い、子どもに一番身近な保護者への障がいに対する理解に向けた啓発や相談対応を実施

(2) 早期療育の推進

心理士などが乳幼児検診会場や児童クラブ等で、障がいが疑われる子どもの保護者・支援員に対して助言や障害福祉サービスの紹介等を行うことで、早期療育を図る。

(3) 早期診断の推進

①県内で専門的に診療を行っている小児科医等を国研修に派遣し、指導者として養成
②①の医師を講師として、県内の小児科医等に国研修を踏まえた研修を実施し、診断可能な医師の確保を図る。

3 事業費

16,914千円

(財源内訳)

(千円)

国庫支出金	その他の	一般財源
8,457	0	8,457

4 事業効果

気づき・相談・療育・診断の取組を推進することで、発達障がいのある子ども達の早期支援が図られる。

改医療的ケア児等在宅支援体制強化事業

障がい福祉課

1 目的・背景

医療的ケア児やその家族の住み慣れた地域での生活を支援するため、医療的ケア児支援センターを新たに設置するとともに、地域で診療を行う医師の確保・育成や受入れ施設の充実等を図る。

2 事業概要

(1) 医療的ケア児支援センターの設置

医療的ケア児支援法に基づく支援センターを県立こども療育センターに設置し、家族等からの様々な相談への総合的な対応等を実施

(2) 人材確保・調査研究の推進

①診療を行う小児科医師の確保・育成

②疾患の基礎研究などを行う宮崎大学への補助（補助率1／2以内）

(3) 小児在宅医療の推進

地域の小児科医等を対象とする気管切開等のケアに関する実技講習の実施

(4) 受入れ施設の充実

医療機関等が医療的ケア児等を受け入れる短期入所施設等を整備する際の補助（補助率1／2以内）

3 事業費

29,340千円

（財源内訳）

（千円）

国庫支出金	その他	一般財源
950	27,440	950

※ その他：地域医療介護総合確保基金

4 事業効果

支援センターの設置や必要な人材の確保・育成、受入れ施設の整備の補助などを多面的に行うことにより、医療的ケア児やその家族の住み慣れた地域での生活支援が図られる。

④人と動物が共生する地域社会づくり事業

衛生管理課

1 目的・背景

動物愛護センターで実施している「いのちの教育」や動物の不適正飼養に係る「多頭飼育問題」への対策を強化することで、動物の命を尊重する考え方を醸成し、県動物愛護管理推進計画に掲げている「人と動物が真に共生する地域社会」の実現に寄与し、殺処分のさらなる減少につなげる。

2 事業概要

(1) いのちの教育の実施及び普及啓発

- ・ 動物愛護センターへの訪問授業や出前授業の実施
- ・ オンライン環境を整備
- ・ 学校と動物愛護センター間でのオンライン授業の実施
- ・ 学校への教材貸出などの支援

(2) 多頭飼育問題*への対策強化

- ・ 市町村や民間団体等の連携による飼い主の飼養状況改善のための支援
- ・ ガイドライン作成や研修会の開催

* 多頭飼育問題とは：多数の動物を飼育する中で、適切な飼養管理ができないことにより、生活環境の悪化等が生じている状態。

3 事業費

2, 026千円

(財源内訳) (千円)

国庫支出金	その他	一般財源
0	0	2,026

4 事業効果

将来の社会を担う児童等に生命を尊重する心を育み、動物愛護の普及を図ることにより、殺処分の減少につながる。また、社会福祉分野の関係機関と連携した支援により、飼い主や周辺生活環境の改善が図られる。

◎新人とペットの防災力パワーアップ事業

衛生管理課

1 目的・背景

災害時に、ペットとの「同行避難」や避難所での飼養管理が適切に行われるよう、飼い主の防災に対する意識向上を図るとともに、一時的に放浪したペットの飼い主探しが迅速に行えるよう体制を整備する。

2 事業概要

(1) 防災に係る啓発

- ・ 飼い主に対する啓発
啓発動画配信やリーフレットによる防災に関する周知
- ・ 市町村等、関係機関職員に対する研修会実施

(2) 放浪ペットの飼い主への円滑な返還を行うための体制整備

- ・ 市町村向け貸出用マイクロチップリーダー^{*}の配備（県内7保健所、動物愛護センター）

※ マイクロチップリーダーとは：動物の皮下に埋め込まれたマイクロチップ（15桁の数字が記録された円筒形の器具：直径2mm×長さ12mm）を読み取る器具

3 事業費

5,636千円

(財源内訳) (千円)

国庫支出金	その他	一般財源
0	5,636	0

※その他：大規模災害対策基金

4 事業効果

災害時の円滑な同行避難等により、飼い主がペットと共に危険な場所にとどまるごとの二次的災害の防止を図るとともに、マイクロチップリーダーを保健所単位に配備することで、放浪ペットの飼い主への返還の促進につながる。

改事業者へのHACCP定着サポート事業

衛生管理課

1 目的・背景

改正食品衛生法が令和3年6月に完全施行され、全ての食品等事業者にHACCPに沿った衛生管理の実施が義務づけられたことから、特に小規模事業者に対して、HACCPに必要な検証・見直しを自身で行うことができるよう支援を行う。

2 事業概要

- (1) 専門知識を持つHACCP実践・推進員が、事業者向けに、以下の内容を実施。
 - ・対面形式及びオンライン配信による講習会
 - ・営業施設を訪問し、HACCPに沿った衛生管理について直接指導
- (2) 業種毎にHACCPを実践するための要点をまとめた動画を作成し、事業者にフィードバック

3 事業費

1, 960千円

(財源内訳)

(千円)

国庫支出金	その他の	一般財源
0	0	1,960

4 事業効果

事業者（特に小規模事業者）の、「HACCPに沿った衛生管理」の検証・見直しの必要性に対する理解度が深まることで、食中毒、異物混入といった食品関係の事故を未然に防ぐことが期待でき、県民の健康保護につながる。

【新】妊活スタート応援事業

健康増進課

1 目的・背景

不妊治療で産まれる子どもの割合が上昇する中、令和4年4月から不妊治療への保険適用範囲が拡大される予定である。

これに伴い、不妊治療の効果をより高めるため、不妊検査受検への支援を行うことで、不妊症の早期発見・早期治療の促進を図る。

2 事業概要

不妊検査費助成事業費補助金（補助率1／2以内）

不妊検査の費用助成（上限30,000円）を行う市町村への補助

※ 令和4年10月から開始予定。

※ 不妊治療の保険適用拡大に伴い、旧一般不妊治療費助成事業費補助金の経過措置をもうける。

3 事業費

4,500千円

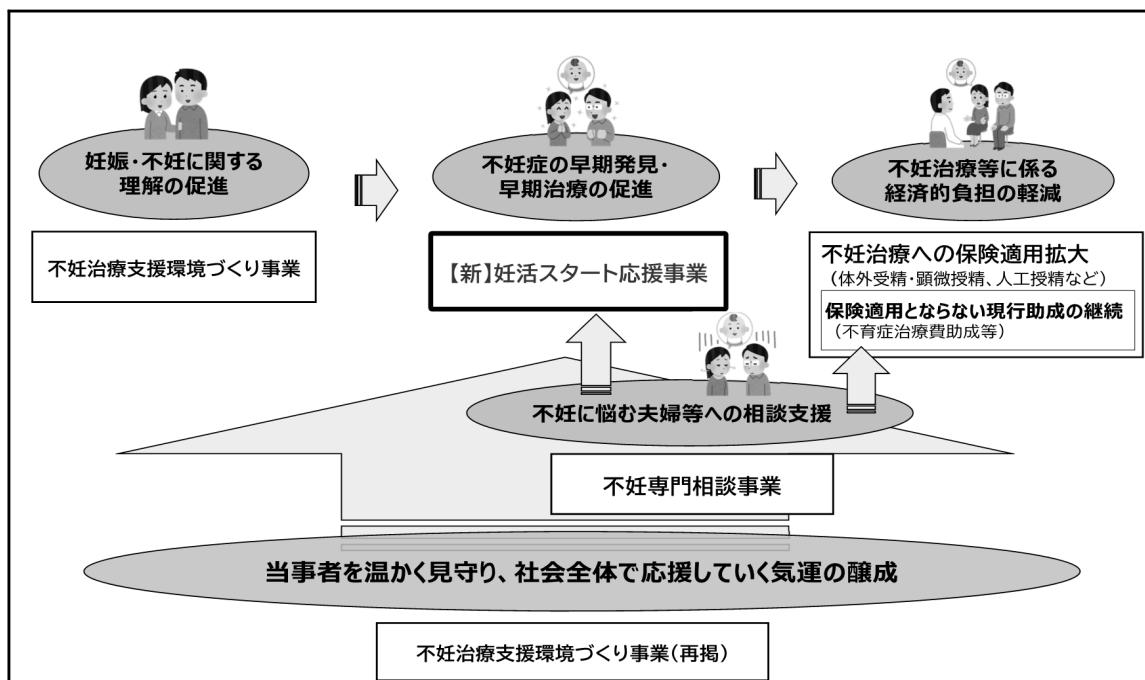
（財源内訳）

（千円）

国庫支出金	その他の助成	一般財源
0	0	4,500

4 事業効果

子どもを授かる夫婦の増加を促進し、もって、少子化の改善に資する。



新歯科医療従事者養成学校設備整備事業

健康増進課

1 目的・背景

地域の歯科保健医療を担う歯科衛生士・歯科技工士の育成及び確保を図るため、必要な設備整備を行う。

2 事業概要

実習に必要な歯科用ユニット等の機器を整備する歯科医療従事者養成学校への補助
(補助率1／2以内)

3 事業費

7, 750千円

(財源内訳)

(千円)

国庫支出金	その他	一般財源
0	7,750	0

※ その他：地域医療介護総合確保基金

4 事業効果

歯科衛生士、歯科技工士の教育内容の充実、質の高い医療を提供できる人材育成を行うための体制を確保することができる。

新フレフレハレ晴れ！ひなたの結婚応援事業

こども政策課

1 目的・背景

コロナ禍の影響も懸念される婚姻数の減少や少子化の加速に歯止めをかけるため、県内の若い世代を対象に、結婚や家庭についてのポジティブなイメージの醸成を図るとともに、結婚サポートセンターの利用を促進する。

2 事業概要

(1) 結婚気運醸成のための動画作成・配信

- ・ 県内の若い世代を中心に結婚や子育てに抱いている不安を和らげるような情報発信

(2) 県民参加型結婚応援キャンペーン

- ・ 県内の夫婦や家族の幸せそうな画像等を募集・発信
- ・ 大学生等を対象に、婚活イベントの企画コンテストを実施

(3) みやざき結婚サポートセンター会員登録促進（会費減免）

3 事業費

20,000千円

(財源内訳)		(千円)
国庫支出金	その他の	一般財源
0	20,000	0

※ その他：人口減少対策基金

4 事業効果

結婚や子育てに対する若い世代の理解が深められるとともに、みやざき結婚サポートセンターの会員登録促進等により、県内婚姻数及び出生数の向上が期待できる。

新県・市町村少子化対策連携事業

こども政策課

1 目的・背景

本県は、都道府県ベースでは比較的高い合計特殊出生率を維持しているが、平成25～29年の市町村別の合計特殊出生率では1.48～1.96と開きがある。そこで、子育て支援サービスや家族・住生活など、少子化に影響を及ぼすと考えられる要因について、市町村ごとの分析を行うことで見えてくる強みや弱みを踏まえ、県がその改善に向けた取組を実施する市町村を支援する。

2 事業概要

県が提供する少子化に関わる分析データを基に、県とそれぞれの市町村で意見交換を重ねながら、弱点と思われる分野を改善するための、新たな少子化対策の取組を行う市町村への補助（補助率 定額）

3 事業費

10,000千円

（財源内訳）

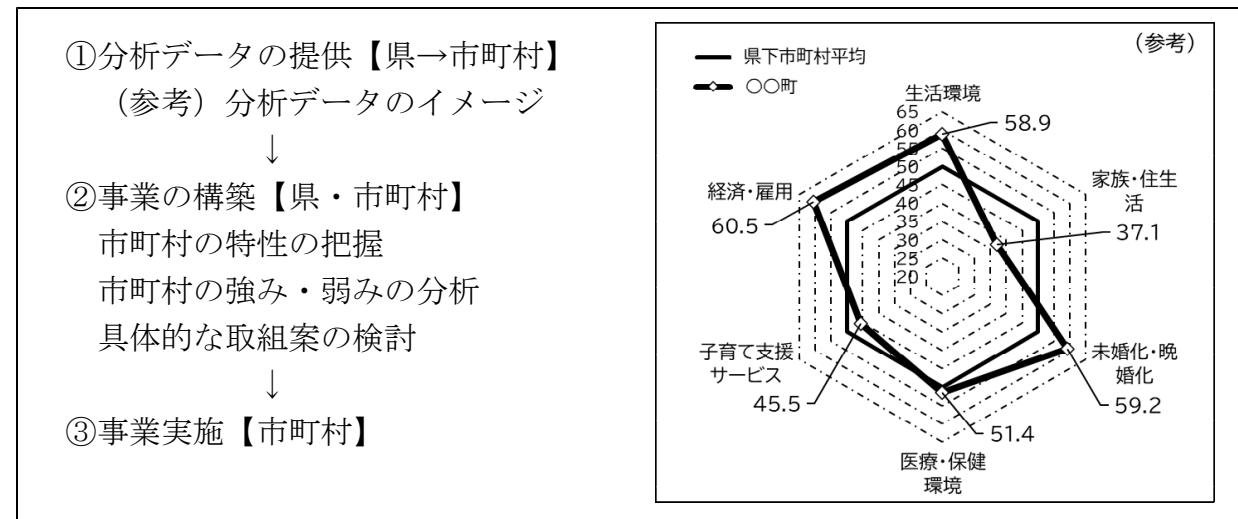
（千円）

国庫支出金	その他	一般財源
0	10,000	0

※ その他：人口減少対策基金

4 事業効果

分析データを基にした効果的な少子化対策事業の実施と、モデル事業の他市町村への波及により、将来的な合計特殊出生率の上昇が図られる。



◎幼児教育・保育の質向上推進事業

こども政策課

1 目的・背景

幼児期における教育・保育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、子どもたちが質の高い幼児教育・保育を受けられるよう、幼稚園教諭や保育士等の資質向上のための研修や幼保小連携・接続体制の推進等により、幼児教育・保育の充実を図る。

2 事業概要

(1) 接続期の教育・保育の課題対応に関する研修等事業

- ・ 保育士等に対する養育スキルやカウンセリング技法等の研修の実施
- ・ 障がい児保育に関する専門的知識や技能習得のための実習の実施 等

(2) 幼保小連携・接続推進体制整備事業

- ・ 行政や関係団体等で構成する「幼保小連携・接続推進会議」の設置、運営
- ・ 市町村教育委員会等と連携した実践研究の実施と研究成果の共有

(3) 障がい児受入促進モデル事業（補助率2／3以内）

- ・ 障がい児等の受入れに必要な施設改修を行う保育所等に助成する市町村（中核市を除く。）への補助

3 事業費

2,299千円

(財源内訳)

(千円)

国庫支出金	その他の	一般財源
854	0	1,445

4 事業効果

保育士等の資質の向上及び障がい等の有無に関わらず全ての子どもが希望に応じて必要な幼児教育・保育の提供が受けられる環境の整備により、本県の幼児教育・保育の充実及び小学校教育への円滑な接続が図られる。

◎里親が育て、社会が支える！里親委託総合推進事業

こども家庭課

1 目的・背景

様々な事情により保護者の元で生活することができない児童が、里親等の家庭的な環境で養育を受けられるよう、官民一体となった支援体制を構築し、里親委託の促進を図る。

2 事業概要

(1) 里親普及促進センターみやざき設置運営事業

- ・ 里親制度の普及啓発から児童とのマッチングまで一貫した里親支援業務を実施
- ・ 里親の資質向上に向けた研修及び委託後のフォローアップ支援

(2) 里親トレーニング事業

- ・ 児童家庭支援センターに里親トレーナーを配置し、乳幼児の子育て実習をはじめとする里親への実践的なトレーニングを実施

(3) 里親制度広報啓発事業

- ・ テレビやインターネット等を活用した広報啓発の実施
- ・ 各種産業団体等と連携した効果的な啓発活動を実施

3 事業費

40,631千円

(財源内訳) (千円)

国庫支出金	その他の	一般財源
26,852	0	13,779

4 事業効果

里親制度の普及啓発と里親の一層の資質向上等により、家庭的な環境で養育を行う里親等への委託の推進につながることで、社会的養護が必要な児童の養育環境の充実が図られる。

新ヤングケアラー等支援体制整備事業

こども家庭課

1 目的・背景

家族の介護や幼いきょうだいの世話等を行っているヤングケアラーの現状について、本県における実態を把握するとともに、相談対応窓口の機能強化を行うことで、ヤングケアラーはもとより、様々な困難を抱える子ども・若者を適切な支援に繋ぐ相談支援体制の構築を図る。

2 事業概要

(1) ヤングケアラーの実態調査・把握事業

学校を通じて、小中高生等を対象としたアンケート調査及びスクールソーシャルワーカー等の支援者を対象としたアンケート・ヒアリング調査を実施する。

(2) 関係機関職員研修

教育関係者や子ども子育て支援者など、ヤングケアラーへの支援に携わる関係職員を対象とした研修を実施する。

(3) ヤングケアラー・コーディネーター配置事業

ヤングケアラーを必要な福祉サービス等へ繋ぐコーディネーターを「子ども・若者総合相談センター」に配置することにより相談体制の強化を図る。

3 事業費

21,393千円

(財源内訳)

(千円)

国庫支出金	その他の	一般財源
10,949	0	10,444

4 事業効果

ヤングケアラー等についての理解促進と相談体制の一層の整備を図ることで、様々な困難を抱える子ども・若者を早期に発見し、多機関連携によるきめ細かな支援に繋げることができる。

新ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業

こども家庭課

1 目的・背景

自立に向けた就労に意欲的に取り組んでいるひとり親家庭を対象に、一定期間、住宅家賃を無利子で貸し付け、生活基盤の安定を図ることで、ひとり親家庭の一層の自立を促進する。

2 事業概要

(1) 貸付対象者

「母子・父子自立支援プログラム」の策定を受けた児童扶養手当受給者等

※「母子・父子自立支援プログラム」とは、児童扶養手当受給者等を対象に、生活状況、就業への意欲、資格取得への取組等について状況を把握した上で、それぞれのニーズに応じた支援メニューを組み合わせて作成する、ひとり親家庭の自立・就労を支援するプログラム

(2) 貸付額

月額：居住している住宅家賃（上限4万円）

期間：最大12か月

(3) 利率

無利子

(4) 償還免除

母子・父子自立支援プログラムで定めた目標に沿った就職を行い、就労を1年間継続した場合

3 事業費

6,000千円

(財源内訳)

(千円)

国庫支出金	その他	一般財源
5,400	0	600

4 事業効果

ひとり親家庭の親等が、就労に向け安心して活動するための生活基盤となる住宅家賃を無利子で貸し付け、今後の生活の安定につながる就労を促進することにより、ひとり親家庭の一層の自立が図られる。

【特別議案】

議案第21号

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

衛生管理課

1 改正の理由

調理師試験手数料について、国があらかじめ指定した試験機関に直接納めることができるよう改正を行うもの。

2 改正の概要

国があらかじめ指定した試験機関が調理師試験を実施するにあたり、当該手数料を直接指定試験機関に納入できるよう、第3条第4項及び別表第3に、調理師法第3条の2第1項の規定に基づく調理師試験の実施を加える。

3 施行期日

令和4年4月1日

議案第26号

宮崎県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を 改正する条例

国民健康保険課

1 改正の理由

国民健康保険法の改正等により、国民健康保険事業に係る財政安定化基金の取崩し条件が追加されたこと等に伴い、関係規定の改正を行う。

2 改正の概要

国民健康保険事業費納付金の著しい上昇抑制等のために基金を充てるため、条例に処分できる要件を追加する等の改正を行う。

3 施行期日

令和4年4月1日

(ただし、附則の改正規定は、公布の日から施行する。)

議案第30号

宮崎県における事務処理の特例に関する条例の 一部を改正する条例

医療薬務課薬務対策室

1 改正の理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)の一部改正により、薬局の機能に関する認定制度が設けられ、先般、当該認定の更新及び変更の届出に関する関係省令の改正が行われたことに伴い、県民の利便性の向上及び事務の効率化を図ることを目的として、当該認定制度の知事の権限に属する事務のうち、申請の受理に加えて、新たに宮崎市に事務の権限を移譲するための改正を行うもの。

2 改正の概要

地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局（以下、「地域連携薬局等」という。）の認定等に関する以下の事務を追加する。

- (1) 地域連携薬局等の認定の更新に係る申請の受理
- (2) 地域連携薬局等の変更の届出の受理

3 施行期日

令和4年4月1日

議案第31号

宮崎県特定診療科専門研修資金貸与条例の一部を改正する条例

医療薬務課

1 改正の理由

特定診療科（小児科、産科及び総合診療科）のさらなる医師養成・県内定着の推進を図るため、貸与額の上限や返還免除の要件について所要の改正を行うもの。

2 改正の概要

(1) 貸与額の上限

月額15万円から月額10万円とする。

(2) 返還の免除

専門研修修了後、貸与期間に相当する期間、県内の医療機関で勤務し、かつ、宮崎市、国富町及び綾町を除く市町村に所在する医療機関に1年以上（貸与期間が1年未満の場合は貸与期間に相当する期間）勤務した場合、返還を免除する。

3 施行期日

令和4年4月1日

議案第37号

宮崎県医療計画の変更について

医療薬務課

1 計画変更の理由

現行の第7次宮崎県医療計画は、医療法第30条の4の規定に基づき、本県の医療施策の方向を明らかにする基本計画として平成30年3月に策定しており、令和2年度末をもって策定から3年が経過したため、同法第30条の6の規定に基づき、計画の見直し（以下「中間見直し」という。）を行うものである。

2 計画の期間

平成30年度から令和5年度まで

中間見直し後の計画は、そのうち令和4年度から令和5年度まで（2年間）

3 中間見直しの骨子

（1）中間見直しの方針

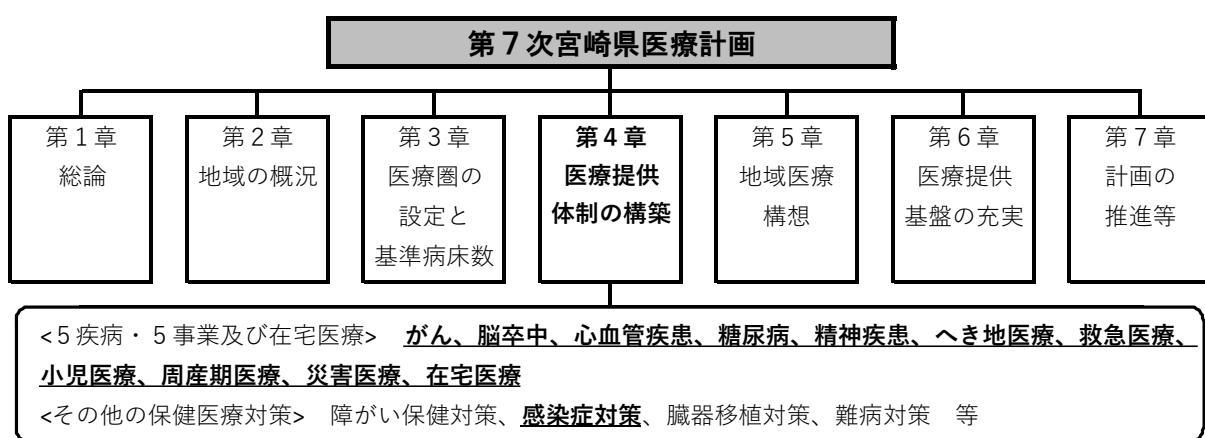
現行計画の「第4章 医療提供体制の構築」のうち、以下の事項について、必要な見直しを行う。なお、今回見直しを行わない事項については、現行計画の内容を継続する。

① 5疾病・5事業及び在宅医療

現行計画の取組がより推進されるよう、これまでの取組状況について指標を用いて評価し、課題を把握した上で、取組内容の変更や数値目標の再設定等を行う。また、国の指針や新たな制度の創設、他の計画の策定など、現行計画策定後の変化に応じて必要な見直しを行う。

② 感染症対策

今般の新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、現行計画の感染症対策に係る記載について、必要な見直しを行う。



(2) 第7次宮崎県医療計画中間見直しの構成

第1章 総論

- 第1節 第7次宮崎県医療計画の概要
 - 1 計画の位置付け等
 - 2 計画の期間
- 第2節 中間見直しの考え方
 - 1 中間見直しの趣旨
 - 2 中間見直しの方針
- 第3節 現行計画の評価
 - 1 評価の方法
 - 2 評価結果及び見直しの内容

第2章 評価結果を踏まえた計画の変更

- 第1節 5疾病・5事業及び在宅医療にかかる医療提供体制の構築
 - 1 がん
 - 2 脳卒中
 - 3 心筋梗塞等の心血管疾患
 - 4 糖尿病
 - 5 精神疾患
 - 6 へき地医療
 - 7 救急医療
 - 8 小児医療（小児救急医療を含む）
 - 9 周産期医療
 - 10 災害医療
 - 11 在宅医療・介護
- 第2節 その他の保健医療対策の充実
 - 1 感染症対策

4 県民・団体等からの意見（審議会・パブリックコメント等）への対応 別紙のとおり

第7次宮崎県医療計画中間見直しに係る県民・団体等からの意見(審議会
・パブリックコメント等)への対応について

1 医療審議会

(1) 開催概要

令和3年6月2日（中間見直しについて）

令和3年10月15日（医療計画部会：骨子案について）

令和3年11月19日（医療計画部会：素案について）

令和3年12月15日～令和4年1月6日（医療計画部会：計画案について）※書面

令和4年1月28日（計画案について）

(2) 主な意見の要旨と県の考え方

No	該当 ページ	意見の要旨	県の考え方・計画案への反映状況
1	49P	認知症疾患医療センターを更に充実させていくことが非常に重要だと思う。また、センターの設置ができていない地域においては、周辺の協力病院等を充実させ、全ての精神科病院が連携、協力する体制整備が必要ではないか。	御意見を踏まえ、認知症疾患医療センターを中心に、精神科医療機関や認知症サポート医等をはじめとする地域の医療機関が連携し、地域全体で認知症患者を支えていく体制づくりを目指すことを盛り込みます。
2	49P	児童・思春期精神疾患発達障がいに関して、ゲーム依存、性的逸脱、摂食障がいの深刻さが増している。それを少し計画で述べてもらいたい。	御意見を踏まえ、摂食障がいの予防知識の普及啓発や、ネットやゲームへの依存に対する相談対応について盛り込みます。
3	63P	救急医療については、医師の働き方改革により、大きな基幹病院でさえも、今までと同じような救急応需体制が組みにくくなる可能性がある。救急医療と働き方改革がうまく整理され、体制が維持、充実する取組が、今後必要になってくるのではないか。	御意見を踏まえ、以下のとおり記載します。 「救急医療を担う医師や看護師、救急救命士をはじめとする救急隊員等を対象とした研修会の開催や、各種研修への派遣を促進するとともに、医師の働き方改革への取組も踏まえながら、高度化する救急医療に対応できる医療従事者の養成に努めます。」
4	73P	小児科に限らず、放射線科等で女性医師が増えてきているので、女性医師の就労支援について盛り込んでもらうと、医師確保という点で納得しやすい。	御意見を踏まえ、小児医療の「安定的な小児科医の育成・確保」の項目において、小児科以外も含めた県内の女性医師の状況や、医師確保に係る取組について盛り込みます。

No	該当ページ	意見の要旨	県の考え方・計画案への反映状況
5	108P	高齢者などが穏やかに看取られることができるように、ACPの普及に取り組んでほしい。	在宅での看取りを進めるためには、県民がACPを理解することが必要であり、御意見を踏まえ、今回の中間見直しにおいて、ACPの普及啓発に取り組むことを盛り込みます。
6	108P 109P	訪問看護ステーションに勤務する看護師を、ある程度集約化していかなければならない。 事業所が継続して事業を行うためには、施設数の問題だけでなく、一つの訪問看護ステーションに常勤で勤務する、オンコールを担える人の数値目標を入れるべきではないか。	訪問看護ステーションにおける夜間や深夜帯等のオンコールへの安定的かつ速やかな対応には、看護職員の確保が重要であると認識しています。 オンコールを担える看護職員の数値目標を入れることは困難（職員数は事業者の方針や財務状況、利用者数の状況等を勘案して事業者が決めるものであるため）でありますが、訪問看護ステーションが安定して事業を継続できるよう、看護職員や質の確保に取り組むことを盛り込みます。

2 パブリックコメント

(1) 募集期間

令和3年12月7日～令和4年1月6日

(2) 意見件数

14件（7名）

(3) 主な意見の要旨と県の考え方

No	該当ページ	意見の要旨	県の考え方・計画案への反映状況
1	34P	（二次予防としての早期発見）について、本文が一次予防（心筋梗塞発症以前）に対する内容のため、見出しへ「一次予防としての早期発見」のほうがよいのではないか。 二次予防（心筋梗塞発症後）は、かかりつけ医がしっかりと血圧、LDL管理、糖尿病管理および栄養・運動療法指導、服薬指導などを行い、冠危険因子の管理を行い、再発予防を徹底する必要がある。文章を見直してほしい。	一次予防は「生活習慣を改善して健康を増進し、生活習慣病等を予防すること」、二次予防は「心血管疾患発症の危険因子である生活習慣病等を早期に発見し、早期に治療すること」の趣旨で用いております。御意見につきましては、次期計画策定に向けて検討してまいります。

No	該当ページ	意見の要旨	県の考え方・計画案への反映状況
2	34P	熊本県では、虚血性心疾患、大動脈瘤、解離の年齢調整死亡率、虚血性心疾患の退院患者平均在院日数、在宅等生活の場に復帰した虚血性心疾患患者の割合などが使われている。他県の数値目標なども参考にしてはいかがか。	数値目標の項目及び目標値は、健康日本21（第二次）の目標を参考に設定しております。御意見につきましては、次期計画策定に向けて検討してまいります。
3	49P	ネット依存・ゲーム障がいについては、その原因や予防・治療方法が明らかになっていないため、具体的な相談、普及啓発を推進するうえでは科学的根拠に基づいて行う旨記載するべきである。	御意見を踏まえ、次のとおり記載します。 「近年のインターネットの普及等により広がりが懸念されているゲームへの依存に対応するため、今後、確立される科学的根拠や知見に基づき、依存症相談拠点を中心に相談体制の充実や普及啓発を推進していきます。」

3 関係団体への意見照会

（1）照会期間

令和3年12月2日～令和4年1月11日

（2）照会先（45団体）

県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、県放射線技師会、各市町村、各消防本部、各国立病院、宮崎大学医学部、県保険者協議会

（3）意見件数

27件（10団体）

（4）主な意見の要旨と県の考え方

No	該当ページ	意見の要旨	県の考え方・計画案への反映状況
1	20P	がん患者への就労支援の項目に治療と職業生活の両立支援体制を追記していただきたい。	治療と職業生活の両立支援に関する事項を追記します。
2	48P	県の委託により看護職員認知対応力向上研修を実施しています。そのことを追記していただきたい。	御意見を踏まえ、県が各関係団体に委託して行う認知症対応力向上研修について追記します。

No	該当ページ	意見の要旨	県の考え方・計画案への反映状況
3	101P	医師会、看護協会が県と災害時の協定を締結している記載があるが、宮崎県歯科医師会も平成25年に「災害時における歯科医療救護に関する協定」を締結している。その旨の記載がない。	御意見を踏まえ、該当箇所に宮崎県歯科医師会についても記載します。
4	103P	県医師会が派遣するJMATや、大規模災害リハビリテーション支援関係団体協議会（JRAT）が大きな役割を果たす記載があるが、災害関連死の予防の観点より、宮崎県歯科医師会も口腔健康管理等を目的とした歯科医療救護により誤嚥性肺炎の予防という大きな役割を果たすことが出来る。	御意見を踏まえ、該当箇所に宮崎県歯科医師会が派遣するJDATについても記載します。
5	72P	小児診療所数は減少傾向にあり、開業医の高齢化も進んでいることから、救急を含む小児医療体制の確保が重要となる。 また、宮崎市夜間急病センター小児科は、医師会会員医師の高齢化等による担い手不足から、診療体制の維持が課題となっている。現在は、宮崎大学の協力により深夜帯の診療体制を維持している状況であるが、今後具体化する医師の働き方改革を踏まえると、小児科医師の派遣機能を担う宮崎大学医学部附属病院の医師確保が重要となる。	御意見については、「施策の方向」の「「こども医療圏」の設定及び各種施策の推進」、「休日夜間急患センター等の充実」及び「安定的な小児科医の育成・確保」で県としての施策の「方向」を示しておりますが、医師会や宮崎大学等関係機関が連携して取り組むことを明記します。
6	114P	新型コロナウイルス感染症に関して、施策の方向に普及啓発があるが、相談体制の整備も必要なのではないか。	御意見を踏まえ、施策の方向に相談体制の整備について追記します。

【その他報告】

I 令和4年度福祉保健部組織改正案 (令和4年4月1日付け改正)

福祉保健課

1 医療薬務課薬務対策室を「薬務対策課」へ、健康増進課感染症対策室を「感染症対策課」へ再編

新型コロナワクチン接種の円滑かつ確実な実施に向け、ワクチン接種関連業務を集約し、「薬務対策課」へ再編する。

また、新型コロナウイルス感染症等の新たな感染症への対応として、感染症対策の企画・立案機能を強化するため、既存の担当に加え、感染症発生時の医療提供体制の検討等を行う「感染症医療調整担当」を設置し、「感染症対策課」に再編する。

併せて、医療薬務課を医療政策課に名称変更する。

現 行	改 正 後
<p>【医療薬務課】</p> <p>課長 —— 課長補佐 ——</p> <ul style="list-style-type: none"> 医務・計画担当 医療体制担当 医師確保担当 看護担当 <p>【薬務対策室】</p> <p>室長 ————— 薬務担当</p>	<p>【医療政策課】</p> <p>課長 —— 課長補佐 ——</p> <ul style="list-style-type: none"> 医務・計画担当 医療体制担当 医師確保担当 看護担当 <p>【薬務対策課】</p> <p>課長 —— 課長補佐 ——</p> <ul style="list-style-type: none"> 薬務担当 ワクチン確保・調整担当 ワクチン接種市町村支援担当
<p>【健康増進課】</p> <p>課長 —————</p> <ul style="list-style-type: none"> 課長補佐 (総括) 課長補佐 (技術担当) <ul style="list-style-type: none"> 健康づくり・歯科保健担当 がん・疾病対策担当 母子保健・医療支援担当 <p>【感染症対策室】</p> <p>室長 — 室長補佐 —————</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染症対策担当 新型コロナウイルス対策担当 ワクチン接種担当 	<p>【健康増進課】</p> <p>課長 —————</p> <ul style="list-style-type: none"> 課長補佐 (総括) 課長補佐 (技術担当) <ul style="list-style-type: none"> 健康づくり・歯科保健担当 がん・疾病対策担当 母子保健・医療支援担当 <p>【感染症対策課】</p> <p>課長 —— 課長補佐 ——</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染症対策担当 新型コロナウイルス対策担当 感染症医療調整担当

2 南部福祉こどもセンター（都城児童相談所）及び北部福祉こどもセンター（延岡児童相談所）の相談支援体制を、それぞれ2課4担当、1課3担当に再編

増加・複雑化する児童虐待相談等に的確、かつ組織的に対応するため、南部福祉こどもセンター（都城児童相談所）の「こども福祉課」を「こども相談第一課」及び「こども相談第二課」に再編し、相談支援に対応する担当を3担当から4担当へ増設する。

また、北部福祉こどもセンター（延岡児童相談所）の相談支援に対応する担当を2担当から3担当へ増設する。

現 行	改 正 後
<p>【南部福祉こどもセンター】</p> <p>所長 — 副所長(総括)</p> <ul style="list-style-type: none"> └ 総務課 ————— 総務企画担当 └ 生活福祉課 ————— 生活保護担当 <p>—— 副所長(児童担当)</p> <ul style="list-style-type: none"> └ <u>こども福祉課</u> <ul style="list-style-type: none"> —— 相談支援第一担当 —— 相談支援第二担当 —— 相談支援第三担当 —— 判定・一時保護担当 	<p>【南部福祉こどもセンター】</p> <p>所長 — 副所長(総括)</p> <ul style="list-style-type: none"> └ 総務課 ————— 総務企画担当 └ 生活福祉課 ————— 生活保護担当 <p>—— 副所長(児童担当)</p> <ul style="list-style-type: none"> └ <u>こども相談第一課</u> <ul style="list-style-type: none"> —— 相談支援第一担当 —— 相談支援第二担当 —— 相談支援第三担当 └ <u>こども相談第二課</u> <ul style="list-style-type: none"> —— 相談支援第四担当 —— 判定・一時保護担当
<p>【北部福祉こどもセンター】</p> <p>所長 — 副所長(総括)</p> <ul style="list-style-type: none"> └ 総務課 ————— 総務企画担当 └ 生活福祉課 ————— 生活保護担当 <p>—— 副所長(児童担当)</p> <ul style="list-style-type: none"> └ <u>こども福祉課</u> <ul style="list-style-type: none"> —— 相談支援第一担当 —— 相談支援第二担当 —— 判定・一時保護担当 	<p>【北部福祉こどもセンター】</p> <p>所長 — 副所長(総括)</p> <ul style="list-style-type: none"> └ 総務課 ————— 総務企画担当 └ 生活福祉課 ————— 生活保護担当 <p>—— 副所長(児童担当)</p> <ul style="list-style-type: none"> └ <u>こども福祉課</u> <ul style="list-style-type: none"> —— 相談支援第一担当 —— 相談支援第二担当 —— <u>相談支援第三担当</u> —— 判定・一時保護担当

II 宮崎県循環器病対策推進計画の策定について

健康増進課

1 計画策定の理由

宮崎県循環器病対策推進計画は、健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法（平成30年法律第105号）第11条第1項の規定に基づき、本県における循環器病対策の推進に関する計画を策定するものである。

2 計画の期間

令和4年度から令和5年度まで（2年間）

3 計画の骨子

（1）計画の趣旨

脳卒中、心臓病その他の循環器病が、死亡原因の主要なものとなっていることに鑑み、循環器病の予防並びに循環器病患者等に対する保健、医療及び福祉に係るサービスの提供に関する状況等を踏まえ、本県における循環器病対策を推進する。

（2）基本方針

- ① 循環器病の予防や正しい知識の普及啓発
- ② 保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実
- ③ 循環器病の研究推進への協力

（3）全体目標

- ① 健康寿命の延伸
- ② 循環器病の年齢調整死亡率の減少

（4）計画の構成

- 第1章 計画の策定にあたって
- 第2章 宮崎県における循環器病の状況
- 第3章 基本方針と全体目標
- 第4章 個別施策
- 第5章 循環器病対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

4 パブリックコメントの実施結果

別紙のとおり

パブリックコメントの実施結果

1 意見募集期間

令和3年12月8日（水）から令和4年1月7日（金）まで

2 意見総数

4件（2名）

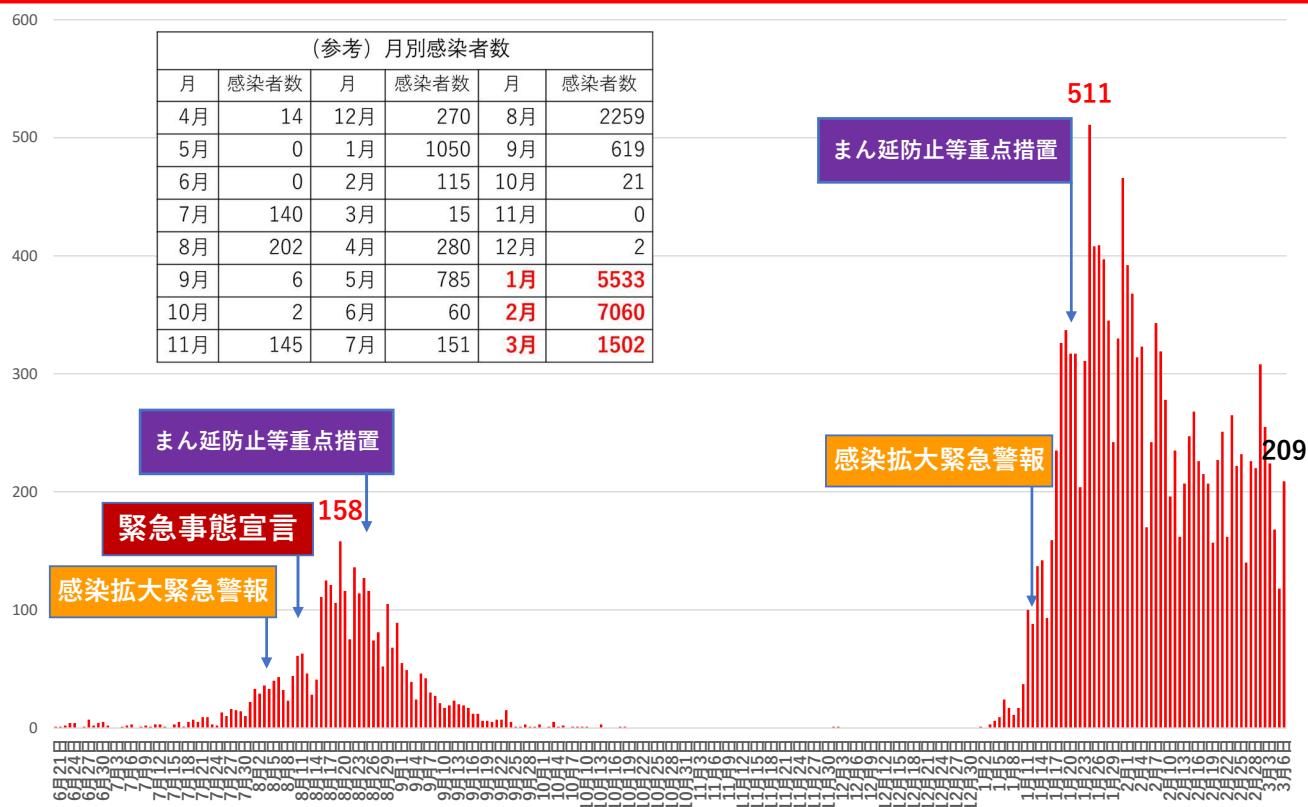
3 御意見の要旨及び県の考え方

番号	意見の要旨	意見に対する県の考え方
1	健康寿命の延伸、循環器病の減少には、タバコ対策（禁煙推進、受動喫煙の危害ゼロ）を重点目標の一つに据えることがとても重要である。	計画においては、循環器病の危険因子の一つとして「喫煙」を掲げており、喫煙が健康に及ぼす影響に関する普及啓発等による喫煙率の減少や、受動喫煙防止対策に係る取組を推進することとしております。御意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。
2	他県では循環器病対策推進協議会の下で現場の意見を反映する場として「脳卒中対策部会」「心疾患対策部会」が設置されており、宮崎県でも同様の会の設置の明記をお願いしたい。	計画は、定期的に進捗状況の把握及び評価を行うとともに、その状況を踏まえ、循環器病対策推進協議会において対策の推進のために必要な事項について協議しながら着実に推進することとしており、部会の設置についても、計画策定後、協議会の中で検討してまいりたいと考えております。
3	国の指針では計画策定に当たりロジックモデルを活用することが求められているが、本県の素案には示されていない。	御意見等を踏まえ、計画の中にロジックモデルを盛り込むこととします。
4	他県では、課題を抽出する際に医療圏域ごとのデータの比較にて課題の抽出を行っており、本県も見習うべきである。	計画の策定に当たり、専門医数や急性期の対応ができる医療機関数、循環器病に関するリハビリテーションを行っている医療機関数等の二次医療圏ごとの数値を把握し、取り組むべき課題を抽出しております。計画の策定後も、医療圏ごとの数値を踏まえ、進捗状況の把握や評価を行ってまいります。

【その他報告】

Ⅲ 新型コロナウイルス感染症における本県の対応状況等について

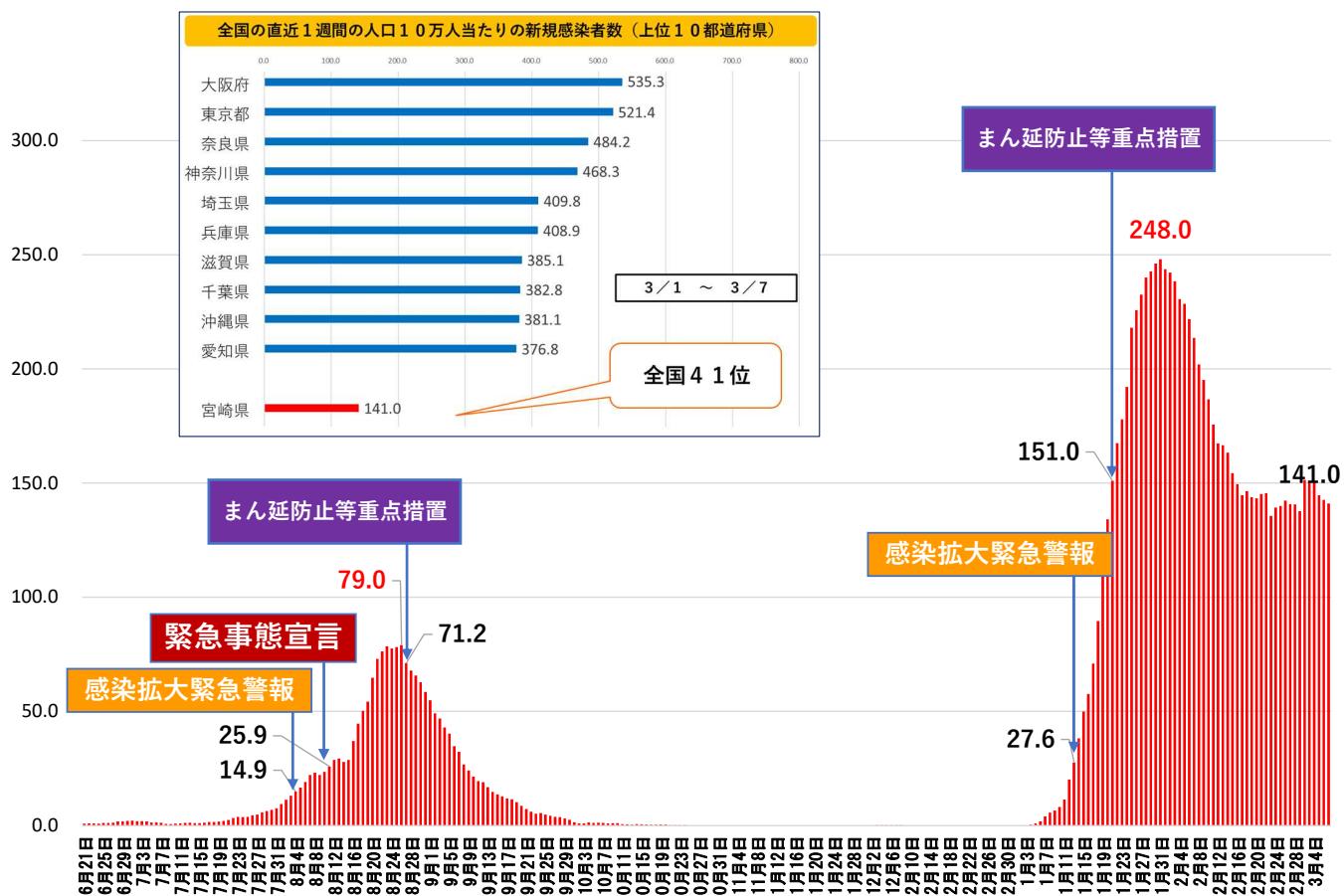
本県の1日当たりの新規感染者数



1日当たりの新規感染者数（前週との比較）

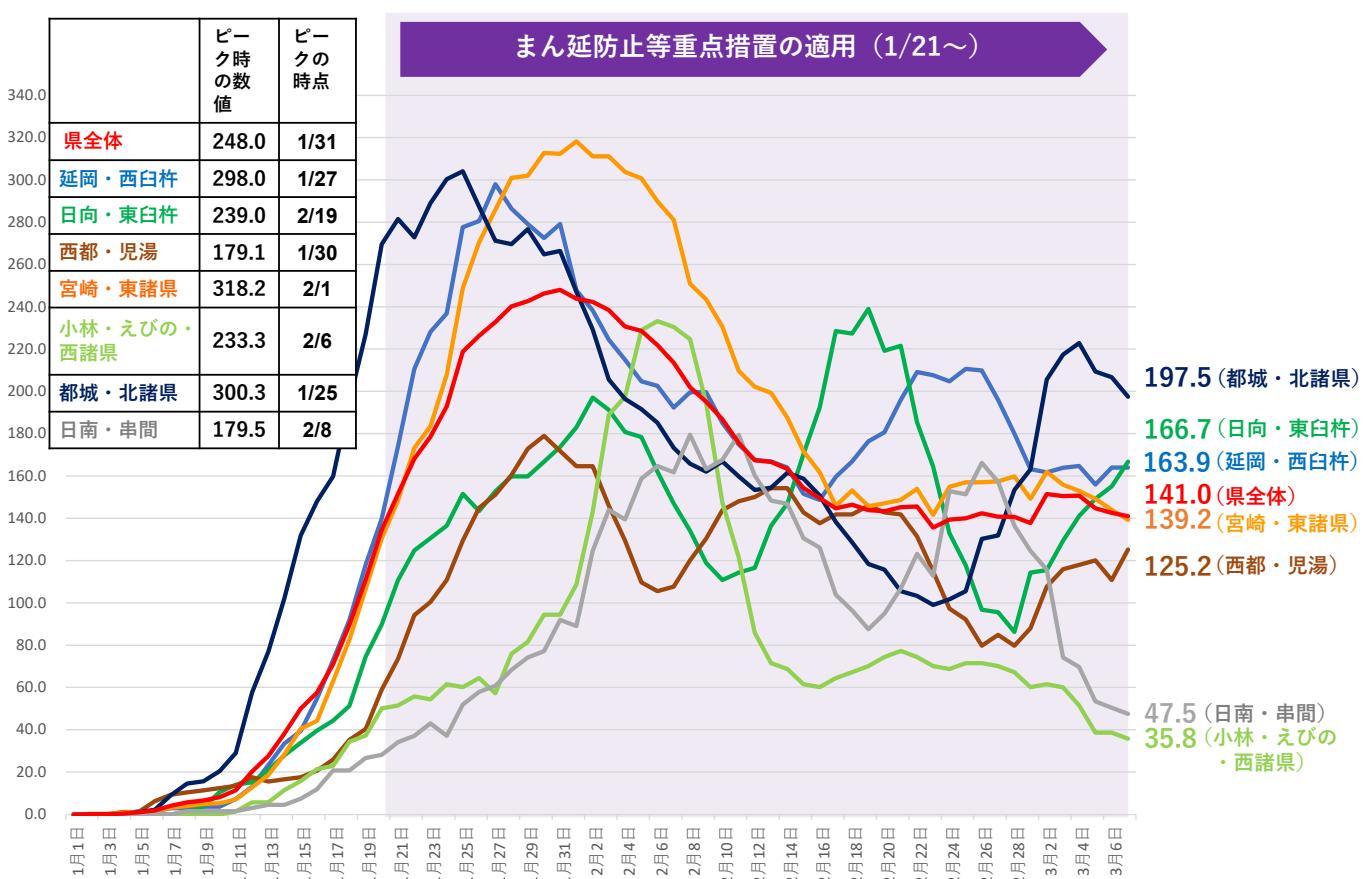
1～3月 ※前週との比較								2022（令和4年）
日	月	火	水	木	金	土	日曜合計	
2 1人 +1人	3 0人 -0人	4 3人 +3人	5 6人 +6人	6 9人 +9人	7 24人 +24人	8 17人 +17人	60人 +60人	
9 11人 +10人 (11.0倍)	10 17人 +17人	11 37人 +34人 (12.3倍)	12 100人 +94人 (16.7倍)	13 88人 +79人 (9.8倍)	14 137人 +113人 (5.7倍)	15 142人 +125人 (8.4倍)	532人 +472人 (8.9倍)	
16 93人 +82人 (8.5倍)	17 159人 +142人 (9.4倍)	18 235人 +198人 (6.4倍)	19 326人 +226人 (3.3倍)	20 337人 +249人 (3.8倍)	21 317人 +180人 (2.3倍)	22 317人 +175人 (2.2倍)	1,784人 +1,252人 (3.4倍)	
23 204人 +111人 (2.2倍)	24 311人 +152人 (2.0倍)	25 511人 +276人 (2.2倍)	26 408人 +82人 (1.3倍)	27 409人 +72人 (1.2倍)	28 397人 +80人 (1.3倍)	29 345人 +28人 (1.1倍)	2,585人 +801人 (1.4倍)	
30 242人 +38人 (1.2倍)	31 330人 +19人 (1.1倍)	1 466人 -45 (0.9倍)	2 392人 -16 (1.0倍)	3 368人 -41 (0.9倍)	4 314人 -83 (0.8倍)	5 323人 -22 (0.9倍)	2,435人 -150 (0.9倍)	
6 170人 -72 (0.7倍)	7 242人 -88 (0.7倍)	8 343人 -123 (0.7倍)	9 319人 -73 (0.8倍)	10 278人 -90 (0.8倍)	11 196人 -118 (0.6倍)	12 235人 -88 (0.7倍)	1,783人 -652 (0.7倍)	
13 162人 -8 (1.0倍)	14 207人 -35 (0.9倍)	15 247人 -96 (0.7倍)	16 268人 -51 (0.8倍)	17 226人 -52 (0.8倍)	18 215人 +19 (1.1倍)	19 207人 -28 (0.9倍)	1,532人 -251 (0.9倍)	
20 157人 -5 (1.0倍)	21 227人 +20 (1.1倍)	22 251人 +4 (1.0倍)	23 162人 -106 (0.6倍)	24 265人 +39 (1.2倍)	25 222人 +7 (1.0倍)	26 232人 +25 (1.1倍)	1,516人 -16 (1.0倍)	
27 140人 -17 (0.9倍)	28 226人 -1 (1.0倍)	1 220人 -31 (0.9倍)	2 308人 +146 (1.9倍)	3 255人 -10 (1.0倍)	4 224人 +2 (1.0倍)	5 168人 -64 (0.7倍)	1,541人 +25 (1.0倍)	
6 118人 -22 (0.8倍)	7 209人 -17 (0.9倍)	8 9 10 11 12 327人						

本県の直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数

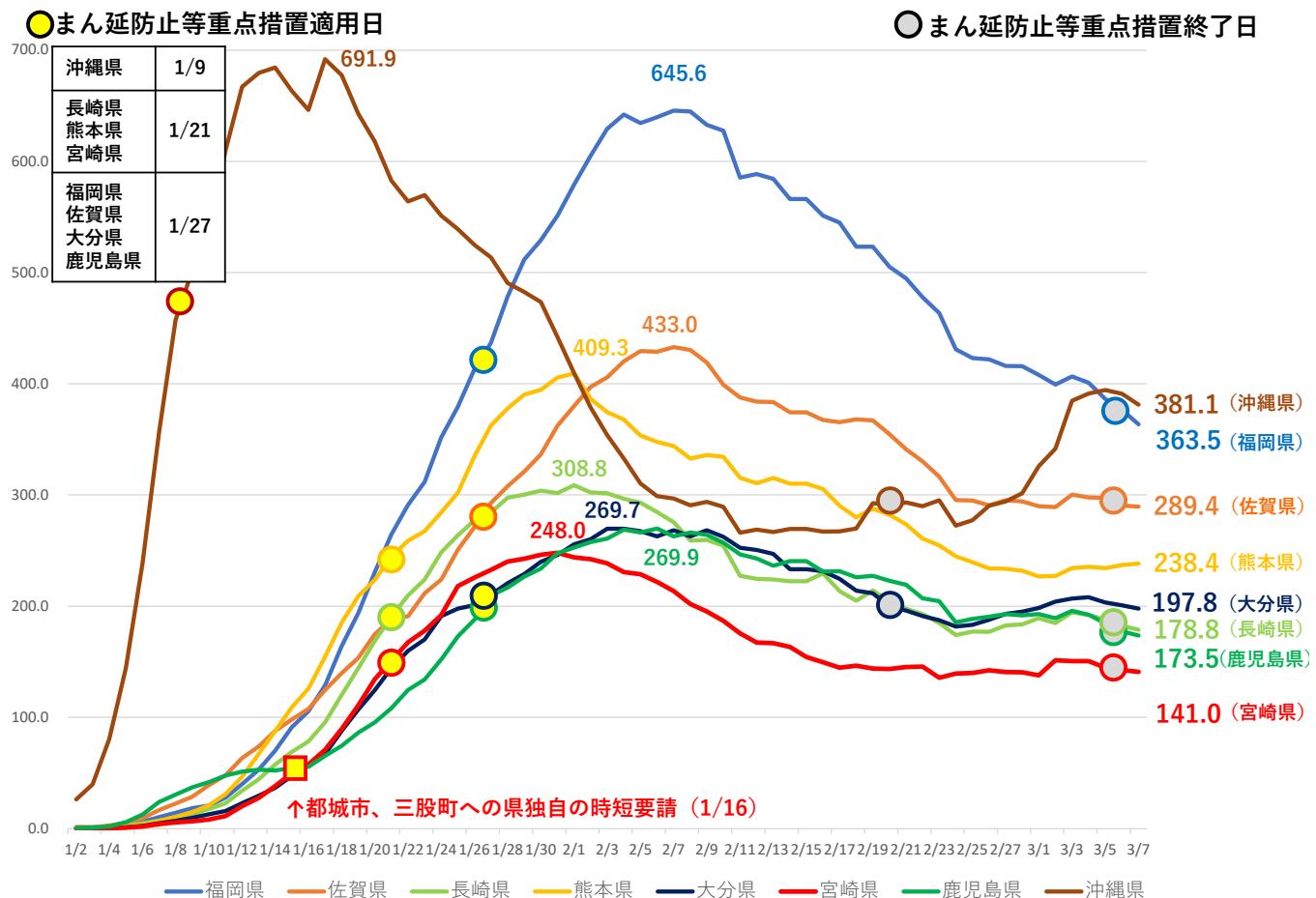


各圏域の感染状況

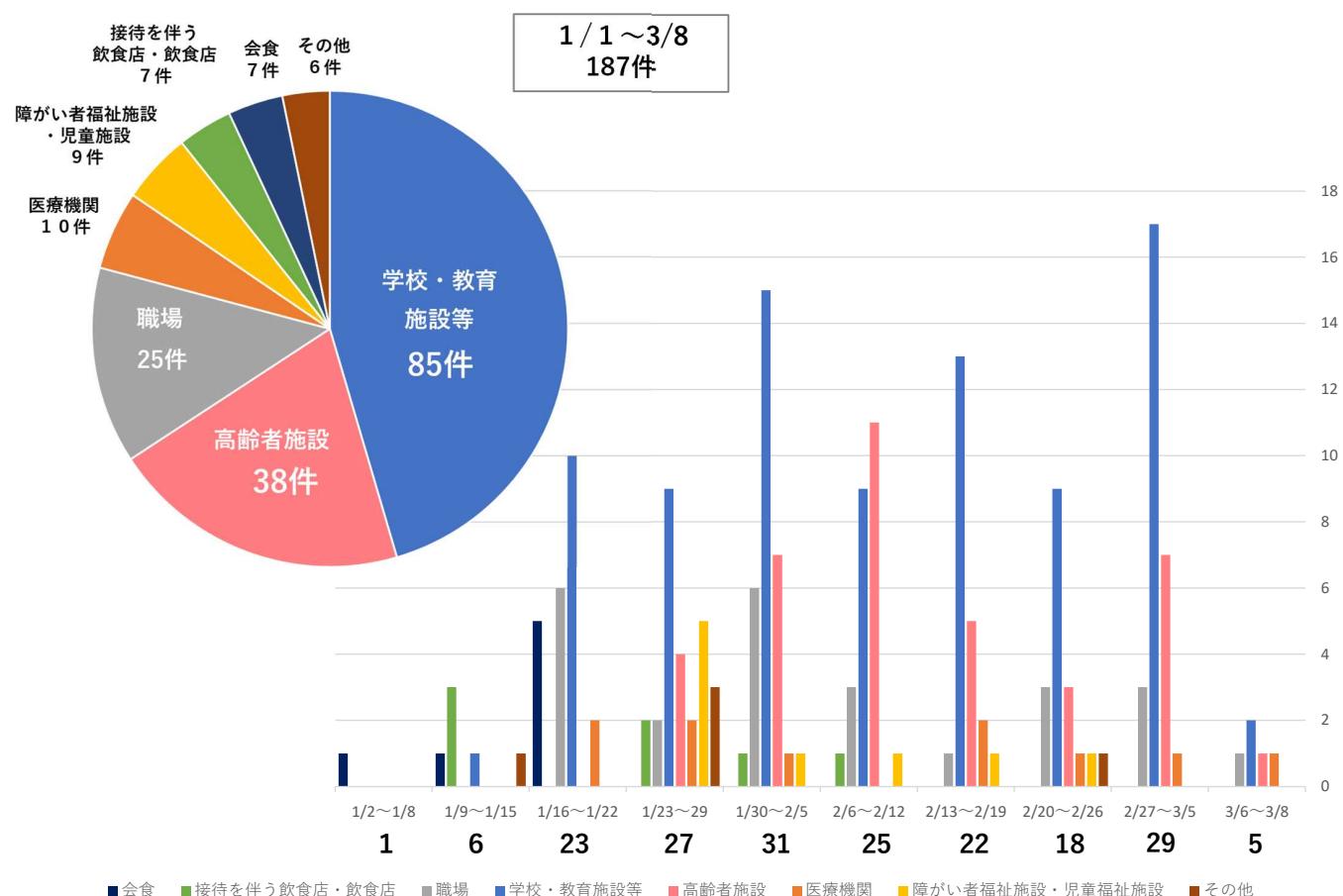
(直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数)



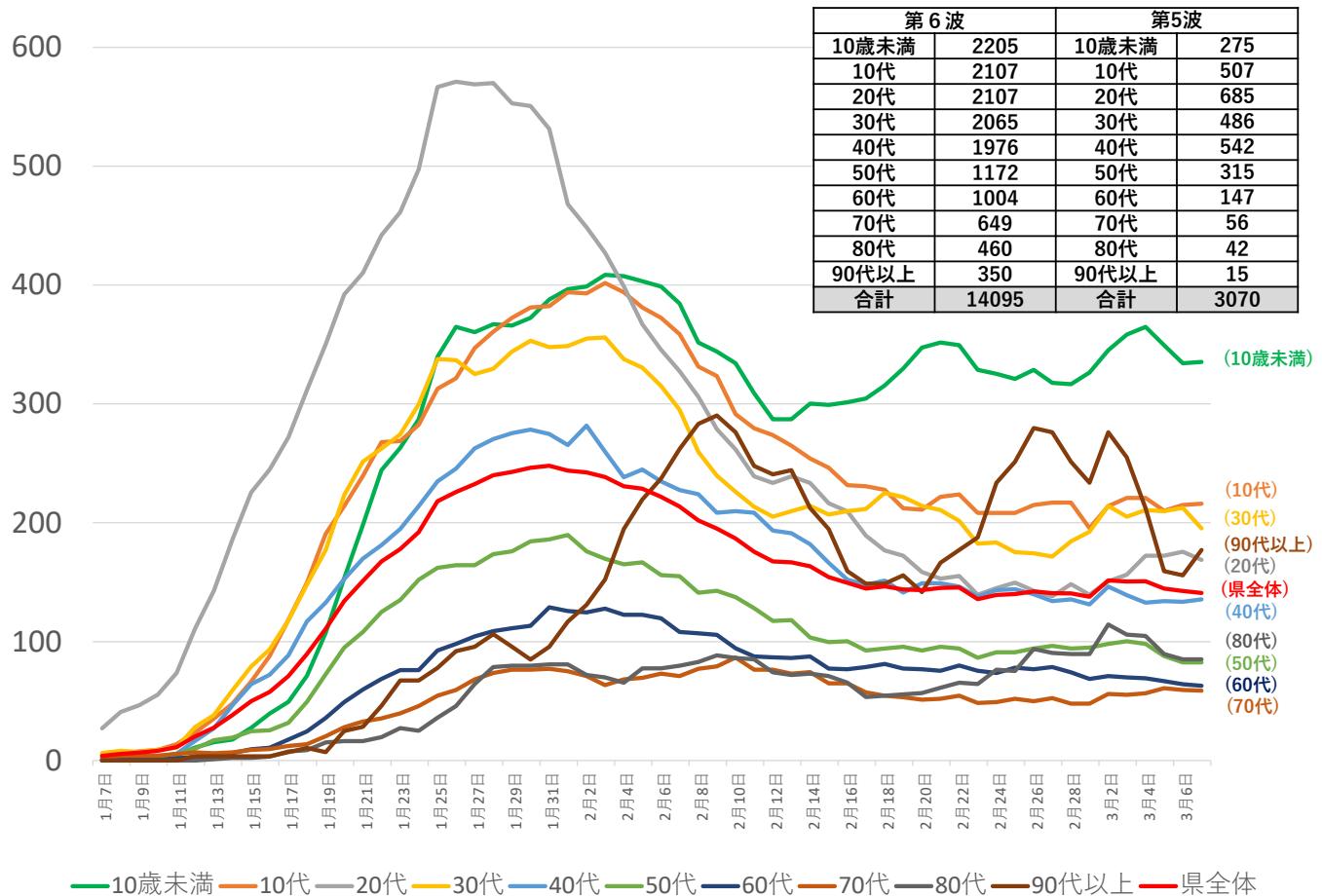
九州各県の感染状況（直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数）



第6波におけるクラスター発生状況



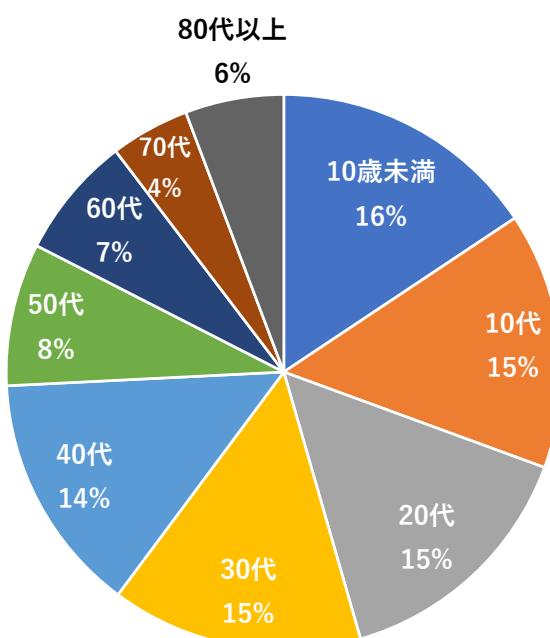
第6波における年代別的新規感染者数（人口10万人当たり）



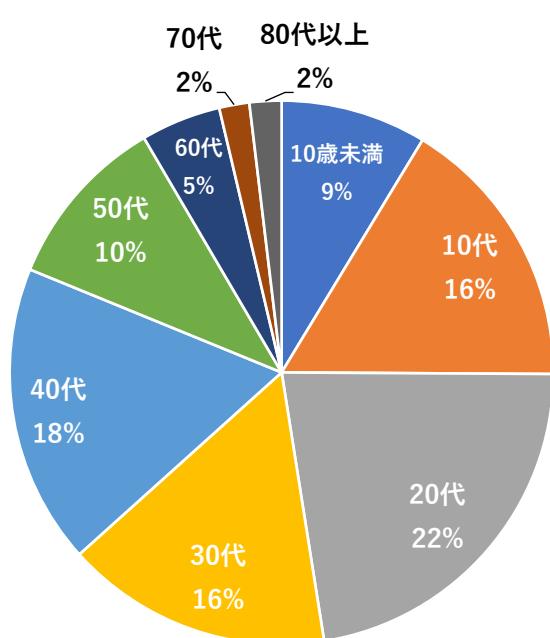
感染者の年代別内訳（第5波との比較）

3/7時点

第6波
感染者数：14095人



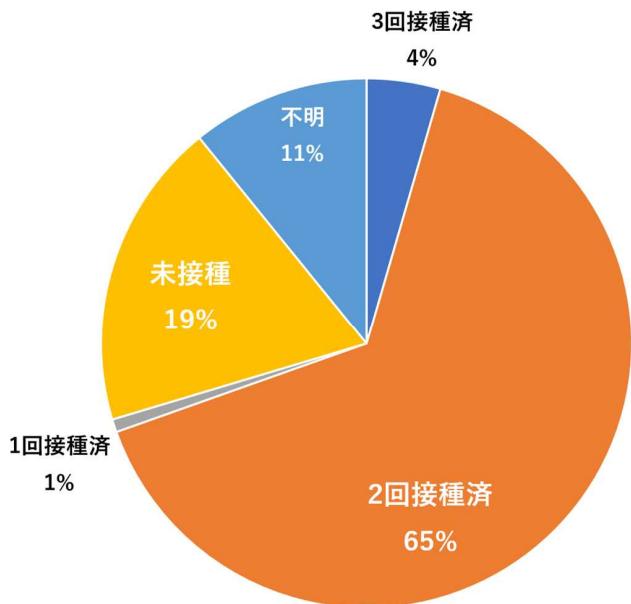
第5波
感染者数：3070人



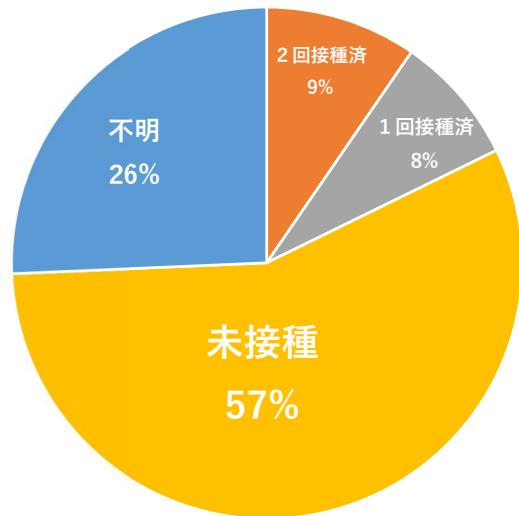
20代以上の感染者のワクチン接種状況（第5波との比較）

3/7時点

第6波
感染者：9783人



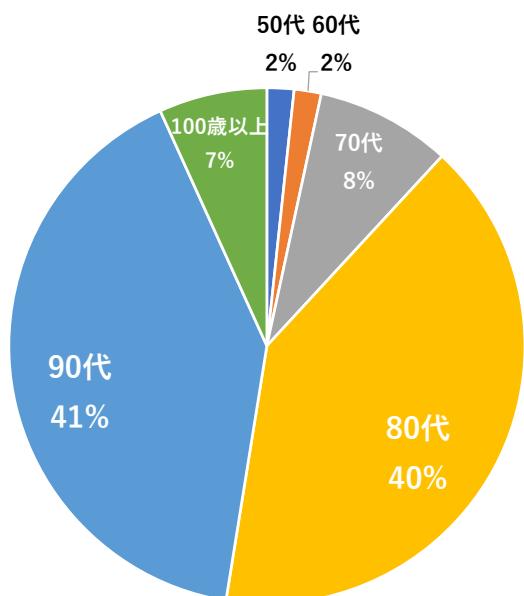
第5波
感染者：2287人



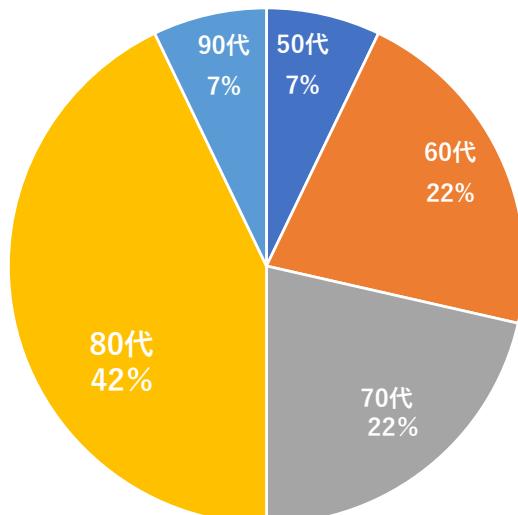
死者の状況（第5波との比較）

3/7時点

第6波
死者数：59人 致死率：0.4%



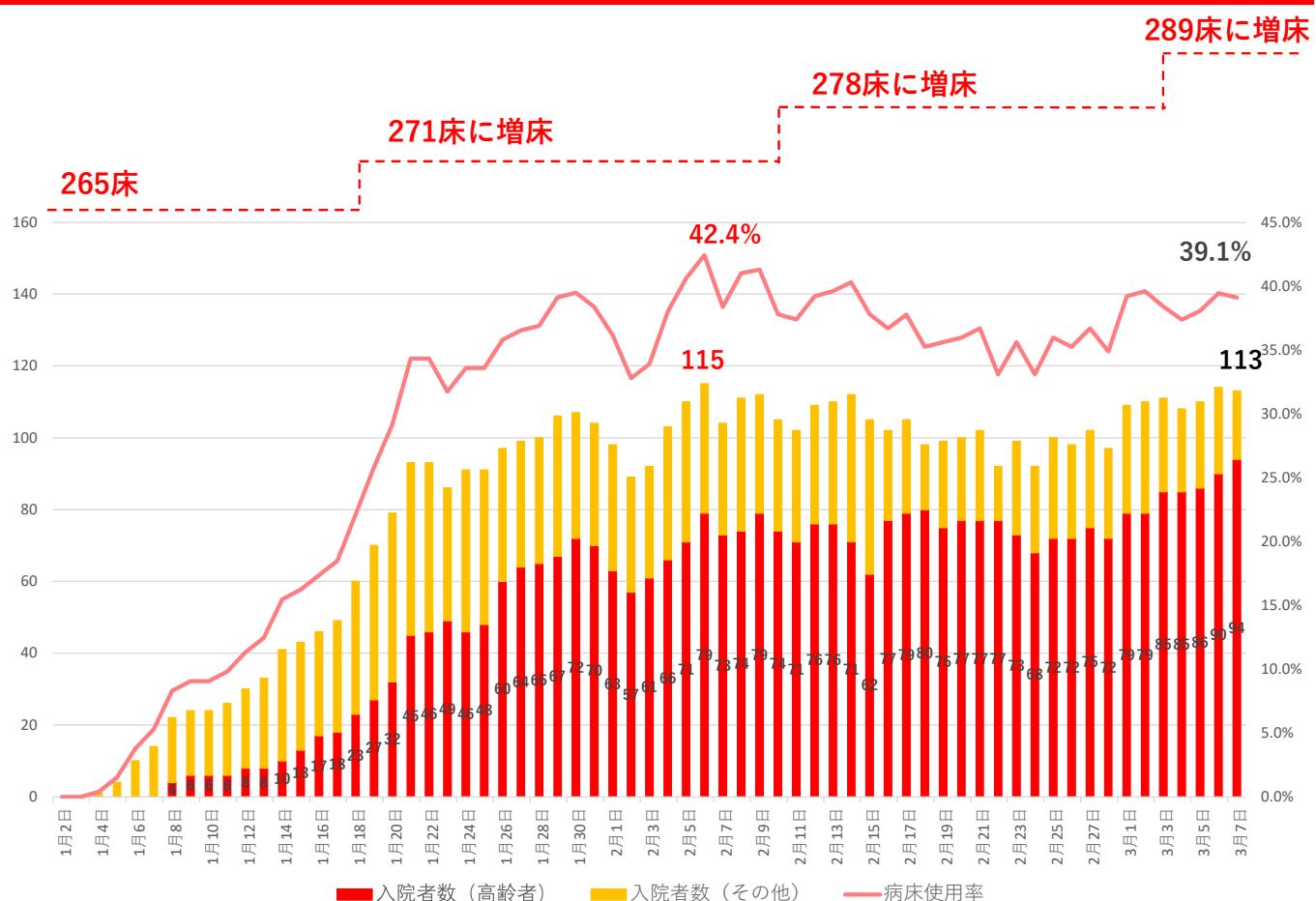
第5波
死者数：14人 致死率：0.5%



治療中（病院・施設）	91.5%
入院・療養調整中	0.0%
自宅療養中	1.7%
死亡後に陽性判明	6.8%

治療中（病院・施設）	92.9%
入院・療養調整中	7.1%
自宅療養中	0.0%
死亡後に陽性判明	0.0%

入院患者数（病床占有率）の状況



関係指標の状況

指 標		現状値	備 考
医療提供体制等の負荷	①病床のひっ迫具合 (現時点での確保病床数の占有率等)	病床全体 うち重症者用病床	39.1% 0.0%
	入院者数	113人 ・3月7日時点	
	②療養者数 (人口10万人当たりの療養者数)		
感染の状況	③PCR等陽性率		179.5人 ・3月7日時点 ・療養者数：入院者、宿泊・施設療養者、自宅療養者、入院・療養調整中の方を合わせた数
	④新規報告数 (直近1週間の人口10万人当たりの感染者数)		14.2% 2月24日から3月2日まで ・(医療機関での検査分を含む) ・陽性者数／PCR等検査件数
	⑤感染経路不明割合		141.0人 ・3月1日から3月7日まで
	⑥PCR等陽性率		29.3% ・2月26日から3月4日まで

3月を 「リバウンド防止強化月間」 (感染再拡大) に設定

期間：3月7日（月）～3月31日（木）

基本的考え方

感染力の極めて強い「オミクロン株」の影響により、新規感染者数が下降まりの状況が続く中で、人の移動や会合の機会が増える年度末を迎える。このため、「まん延防止等重点措置」終了後も、高い警戒レベルを維持し、県独自の対策を強化することにより、感染再拡大を防ぎ、「第6波」の早期の沈静化を図る。

対策

- 県独自の「感染拡大緊急警報」の延長
- 県内全域を感染急増圏域（赤圏域）に指定し、行動要請を実施
- オミクロン株の特性を踏まえた対応の強化

感染拡大緊急警報

を延長！

■発令期間

1月13日（木）～~~3月6日（日）~~ 3月31日（木）を目途

※終期は、感染状況を見極めて判断



感染が再び拡大しかねない緊急警報

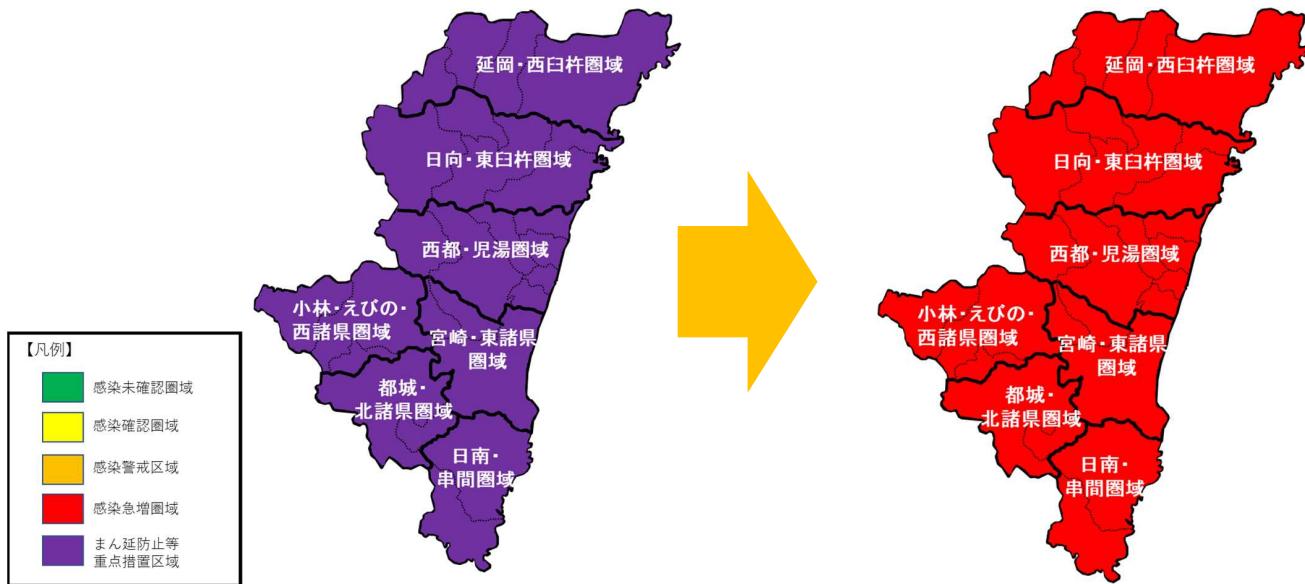


圏域ごとの感染状況の区分について

■ 県内全域を感染急増圏域（赤圏域）に指定

指定期間：3月7日（月）～3月31日（木）を目途

※終期は、感染状況を見極めて判断



行動要請について（概要）

対象地域	県内全域	
要請期間	3月6日（日）まで	3月7日（月）～3月31日（木）
外出・移動	<ul style="list-style-type: none">○混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動の自粛○市町村外への不要不急の外出・移動の自粛○県外との往来自粛、県外からの来県自粛	<ul style="list-style-type: none">○混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動の自粛○県外との往来自粛、県外からの来県自粛
会食	<ul style="list-style-type: none">○一卓4人以下、2時間以内	<ul style="list-style-type: none">○一卓4人以下、2時間以内（席の移動は控えて）
飲食店等への要請	<ul style="list-style-type: none">○20時までの営業時間短縮○酒類提供の終日停止	—
イベント開催における制限	<ul style="list-style-type: none">○人数上限20,000人○会食につながる場面の制限	<ul style="list-style-type: none">○感染防止安全計画を策定した場合は、収容定員まで追加可（大声なしが前提）○会食につながる場面の制限
高齢者施設等の面会	<ul style="list-style-type: none">○高齢者施設・障がい者施設の対面での面会制限	<ul style="list-style-type: none">○高齢者施設・障がい者施設の対面での面会制限
大規模集客施設等への要請	<ul style="list-style-type: none">○入場者の整理○会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置等	—
事業所への要請	<ul style="list-style-type: none">○テレワークの活用や時差出勤の促進○休憩室、喫煙所等における感染対策の徹底等	<ul style="list-style-type: none">○テレワークの活用や時差出勤の促進○休憩室、喫煙所等における感染対策の徹底等

オミクロン株の特性を踏まえた対応の強化について

基本的な考え方

感染力の極めて強いオミクロン株の特性を踏まえ、現在クラスターが多く発生している学校・教育施設や高齢者施設での感染防止対策のさらなる強化を図る。

また、医療提供体制等の強化を図るとともに、ワクチンの3回目接種を加速化する。

今後の対応

① クラスターが発生している施設等の対応強化

② 医療提供体制等の強化

③ ワクチンの3回目接種の加速化

クラスターが発生している施設等の対応強化①（学校）

■ 県立学校における今後の対応

- これまでの知見等を踏まえた最大限の感染症対策に、引き続き取り組むこと。（適切なマスク着用、黙食、学習用具の共用注意等）
- リスクの低い活動から徐々に実施すること。
※リスクが高い教育活動は控える又は慎重に実施を検討



■ 部活動における今後の対応

- 十分な感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から徐々に行うこと。 ※密集や近距離の活動、向かい合った発声などは慎重に
- 可能な限り、マスクを着用して活動すること。
- 県内他校との交流（対外試合等）は慎重な判断のもとを行うこと。

■ 学校外活動における啓発

- 学校外における慎重な行動について、保護者向けチラシを配布
※同居家族以外との接触、休日の大人数での集まり、近距離での交流
- スポーツ少年団活動等における感染症対策の徹底を要請

クラスターが発生している施設等の対応強化②（高齢者施設等）

■各施設に対する感染防止対策の周知・徹底

- ・レクリエーション時のマスク着用、送迎時の複数の窓開け等の対応の徹底等
- ・感染リスクを避け、感染を広げない対策の実践 [（取組事例の紹介）](#)

■感染発生時の迅速な物資提供、感染防止対策に必要な物資購入等への支援

- ・発生施設へマスク等の衛生用品の提供
- ・衛生用品の購入やサービス継続に必要な人件費等に対する補助

■各施設への抗原検査キット配付

- ・入所施設への感染持込みを防ぐため、施設職員を対象に抗原検査キット10万個を配付（週1回程度の検査を実施）

■施設職員を対象とする一斉検査の実施

- ・感染の早期発見を目的とした一斉検査を実施

■施設職員へのワクチン追加接種の推進

- ・追加接種を希望する職員への接種が速やかに完了するよう、市町村に対し接種体制の整備と施設への働きかけを要請
- ・県ワクチン接種センターにおける優先接種の実施（2月26日～）
- ・施設への訪問接種

クラスターが発生している施設等の対応強化③（保育所、幼稚園等）

■各施設に対する感染防止対策の周知・徹底

- ・各家庭と連携した毎日の健康観察、体調不良時の自宅待機
- ・感染リスクの高い活動を避け、感染を広げない保育の実践 [（取組事例の紹介）](#)
- ・マスクの着用が無理なく可能と判断される児童の可能な範囲でのマスク着用
- ・保護者に対する家庭での基本的な感染防止対策の協力要請

■感染防止対策に対する支援

- ・消毒液、マスク等の購入、事業継続に必要な職員への手当等に対する補助

■社会的機能を維持するための支援

- ・速やかな休園や早期開園に向けた施設や市町村からの相談対応
- ・休園時の代替保育を実施する市町村に対する財政支援

■保育所等職員へのワクチン追加接種の推進

- ・追加接種を希望する職員への接種が速やかに完了するよう、市町村に対し接種体制の整備と施設への働きかけを要請
- ・県ワクチン接種センターにおける優先接種の実施（2月26日～）

感染防止の取組事例（高齢者施設等、保育所・幼稚園等）

（高齢者施設・障がい者施設）

■定期的な換気の実施

- 定期的な換気を実施する際、館内アナウンスとともに実施

■職員休憩室での感染防止対策

- 卓上にアクリル板を設置し、食事の際など向かい合わせにならないよう着席

■利用者送迎時のフェイスシールド着用

- 送迎時の車内では、利用者がマスクとフェイスシールドを着用

■感染発生に備えた事前準備

- 感染発生を想定して、日頃から汚染区域と清潔区域を区分けするゾーニングのシミュレーションを実施

（保育所・幼稚園等）

■発達・発育状況に応じた給食時の感染防止対策

- 子ども同士を対面にさせない配席、少人数グループ、パーテーションの設置
- 遊びを通した「黙食」の指導、食事前後の手洗い、消毒の徹底

■密にならない、大声を出さない保育活動、遊びの工夫

- 大きな声での合唱や朗読を避け、楽器演奏やリズム活動で発達・発育を支援
- 遊具やおもちゃの共有を避け、素材も布製品を控え、使用後は消毒を徹底

医療提供体制等の強化について①

1 入院受入体制の強化

■入院受入病床（確保病床）の拡充（278床→289床）

圏域	宮崎 東諸県	都城 北諸県	延岡 西臼杵	西諸	西都 児湯	日向 入郷	日南 串間	計
2.10時点	94	51	55	23	15	29	11	278
3.3時点	94	56	55	23	15	29	17	289

■回復期の患者の受入先となる後方支援病院の確保（59医療機関）

圏域	宮崎 東諸県	都城 北諸県	延岡 西臼杵	西諸	西都 児湯	日向 入郷	日南 串間	計
3.3時点	15	14	9	7	4	5	5	59

2 宿泊療養体制の強化

■宿泊療養施設・居室の確保（5施設、500室）

圏域	県央	県西	県北	計
3.3時点	337	96	67	500

医療提供体制等の強化について②

3 自宅療養体制の強化

■食料等の生活支援セット配達体制の確保（第6波での配達数：6,135個）（3/3時点）

■医師・看護師による健康観察体制の確保

【圏域ごとの協力訪問看護ステーション数】

圏域	宮崎 東諸県	都城 北諸県	延岡 西臼杵	西諸	西都 児湯	日向 入郷	日南 串間	計
2.10時点	24	12	7	5	5	6	4	63
3.3時点	25	12	8	5	5	6	12	73

・医師による電話（オンライン）診療体制を強化（県内に約60名の協力医師を確保）

■外来診療受入体制の強化

・各医療圏において自宅療養者等の外来診療を受入する医療機関を確保（新たに20医療機関）

4 重症化予防の推進

■中和抗体薬投与体制の強化

・保健所と連携して中和抗体薬を投与する協力医療機関の確保（30→34医療機関）

・重症化予防センターの開設（1/28～3/2の受入件数：187件）

■経口治療薬処方体制の構築

・治療薬を処方する医療機関数：54→120医療機関

・治療薬を処方する薬局数：34→69薬局

医療提供体制等の強化について③（無料検査）

無料検査の実施期間を
3月31日（木）まで延長します！

■本県の無料検査体制（3月3日時点）

	検査種別	設置数
PCR検査センター	PCR/抗原定性検査	5箇所
薬局	PCR/抗原定性	38箇所
医療機関	PCR/抗原定性	15箇所
検査機関	PCR	2箇所
計		60箇所

■無料検査実施状況

- ・PCR検査センター（1/8～2/27）：38,168件（748件／日）
- ・薬局等（1/8～2/27）：9,138件（179件／日）

■無料PCR等検査における陽性件数

- ・無料検査における陽性件数（1/8～2/27）：493件

※1日の最多陽性件数：19件（1/31）

医療提供体制等の強化について④（保健所業務の支援）

■人員の派遣状況（3/1時点）

	中央	日南	都城	小林	高鍋	日向	延岡	高千穂	合計
保健師	－	1	3	－	1	－	1	－	6
その他	3	5	15	2	6	9	12	1	53
合計	3	6	18	2	7	9	13	1	59

※市町村保健師の応援（延べ人数：1/19～2/28）

都城市（47名）、延岡市（36名）、日南市（12名）、小林市（5名）、日向市（36名）、西都市（10名）、三股町（21名）、高鍋町（16名）、川南町（10名）

■支援業務の主な内容

- ・ 積極的疫学調査（患者への聞き取り、調査票の作成など）
- ・ 検体採取
- ・ 感染者等情報把握・管理支援システムへの入力
- ・ その他（電話対応、患者搬送など）

ワクチンの3回目接種の加速化

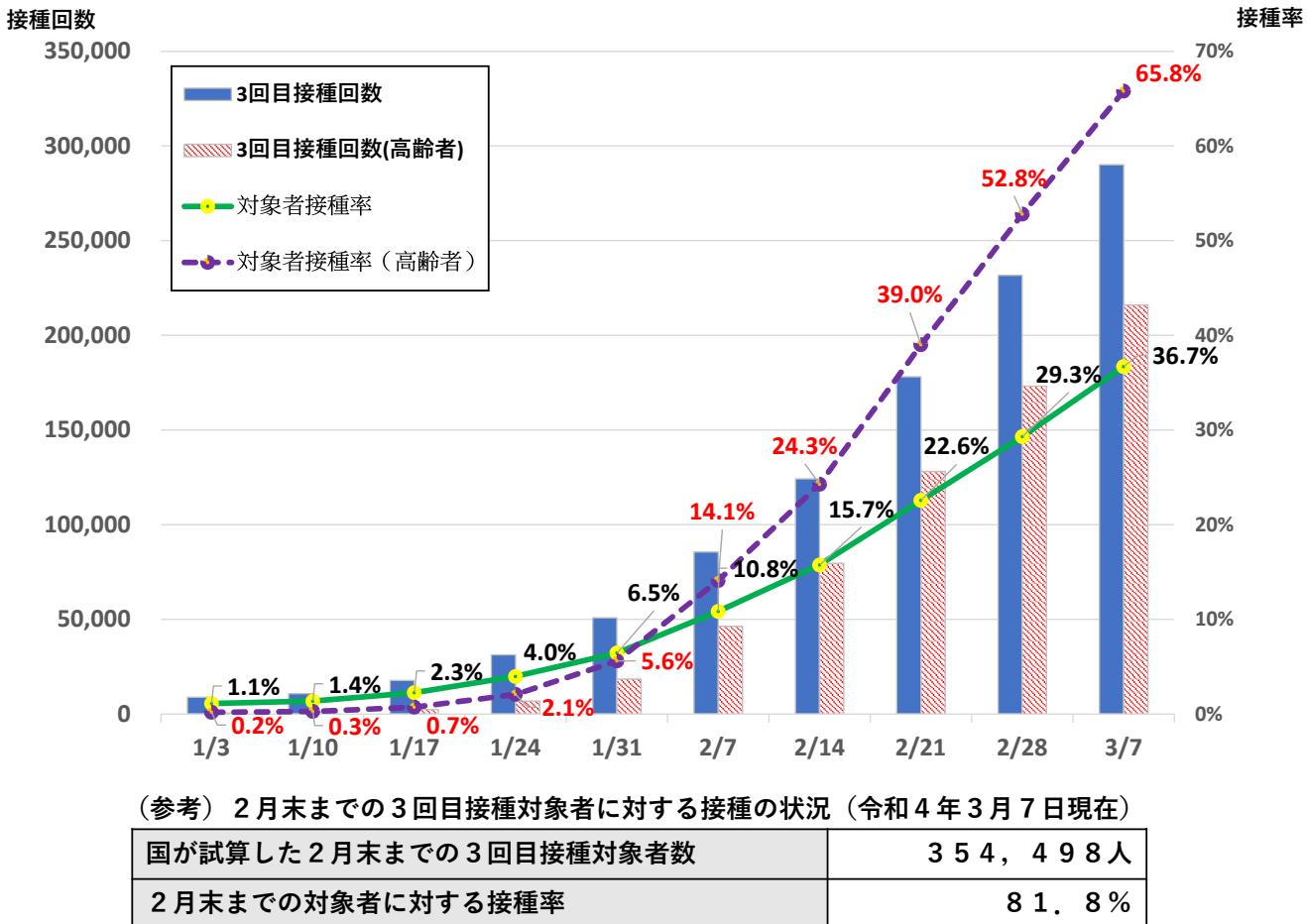
市町村

- 接種券の前倒し発行
- 集団接種の開設回数の増、1日当たりの接種枠の増

県

- 県主催の追加接種センターの開設（1月22日から3月27日の毎週土日）
 - ・ 高齢者施設等の利用者、従事者に対する優先枠を設けるとともに、接種券なしでも接種を実施
 - ・ 教職員、保育士、警察官等について、6か月間隔での接種を可能とし、優先枠を設けるとともに、接種券なしでも接種を実施
- 高齢者施設等への訪問接種
 - ・ 市町村から要請のあった施設に接種チームを派遣し、接種を行う。
- 個別医療機関に対する接種回数に応じた財政支援
- 県公募の医療従事者情報を市町村に提供し、市町村の集団接種会場で活用
- 職域接種の支援

1週間毎の3回目接種の推移



「まん延防止等重点措置」
の終了 = 安全宣言

「リバウンド防止強化月間」
(感染再拡大)

高い警戒レベルを維持し、再度の感染拡大を防ぎながら、日常生活を取り戻し、地域経済の回復に向けた取組をスタート